

第Ⅱ部 令和7年度に講じた施策

第1章 持続可能な観光地域づくり

第1節 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

財務諸表や経営指標の活用、適切な労働環境の整備、顧客予約管理システム（PMS¹）等のITシステムの活用等による宿泊業の生産性・収益力の向上や従業員の待遇改善等、「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン」に則った経営を行っているとして登録を受けた事業者を補助事業等で積極的に支援することで、宿泊業の高付加価値化に向けた経営への転換を促進し、「持続可能な稼げる産業」への変革を促した。

第2節 観光DXの推進

- ① 観光DX²の推進により稼げる地域・稼げる産業の創出に取り組んだ。具体的には、観光地のコンテンツの販路拡大や観光産業の生産性向上等に資する地域一体でのデジタルツール導入支援（58件）やDX活用に向けた専門人材による伴走支援（16件）を実施した。また、旅行者・観光産業のデータを収集・蓄積し、生成AI等のDX技術の活用やオープンデータ化の取組等を通じて地域活性化の好循環を図る実証事業（25件）に取り組んだ。さらに、観光地域づくり法人（DMO³）を対象に地域特性・課題に応じた汎用性の高いマーケティング強化に取り組む実証実験（15件）や、データを活用した観光地経営の高度化に向けた研修に取り組んだ。加えて、デジタルツール間で連携するPMSと各種システム間での連携促進に向けた、業界標準のデータセットの調査・策定に取り組んだ。
- ② 旅行者の利便性向上や地域周遊・長期滞在促進を図るため、DMOが中心となり、地域が一体となつて行うデータマネジメントプラットフォーム（DMP）や顧客関係管理（CRM）を活用した分析や戦略策定を支援した。また、「世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業」により、観光デジタル人材を含む外部専門人材の登用やデジタルマーケティング等のスキルを有する人材育成等の取組を86件支援した。
- ③ デジタル技術の実装による地域課題解決に資する通信インフラ等の整備に対し、「地域社会DX推進パッケージ事業」により支援した（16件採択（うち、観光分野2件））。

第3節 観光産業の革新

1 多様なニーズに対応した旅行業への転換と高付加価値な商品造成

「第2のふるさとづくりプロジェクト」により、ワーケーション等を通じて関係人口化に資するモニターツアー等を造成した。また、「サステナブルな旅アワード」により、持続可能な観光に取り組む地域やコンテンツ、施設の旅行商品化の優良な事例の表彰を行った。さらに、受賞商品の販売・提供へつなげるため、旅行業者に対して、商品説明を行う場を設けることで、日本における持続可能な観光に対する意識醸成を図った。

2 観光産業の再生支援

- ① 新たに観光産業を行う者及び既存の観光関連事業者の取組を後押しするため、株式会社日本政策金融公庫等による事業者への資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）による観光関連事業への資金、経営及びナレッジ面での支援を引き続き実施した。また、登録DMOと連携し、民間事業化支援を促進した。さらに、商工組合中央金庫は、全国の旅館組合等と連携し、宿泊事業者の生産性向上に向けて寄り添って支援し、地域経済の面的活性化に努めた。
- ② 宿泊業に特化した事業再生の手法をとりまとめたハンドブックの策定及び普及等を行い、宿泊事業者の経営能力の向上を図った。

3 宿泊施設等の整備促進

- ① 国際水準の宿泊施設等を含む、都市の国際競争力強化に資する施設に対して、一般財団法人民間都市開発推進機構による金融支援を行った。
- ② まちの活力や利便性の向上等を目指す地方都市を中心に、民間事業者による古民家や空き家・空き店舗を活用した観光関連施設等の整備に対し、「まちづくりファンド支援事業」6件、「共同型都市再構築事業」1件の金融支援を行った。

¹ Property Management System の略。ホテル管理システムのこと。

² デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通じて、社会制度や組織文化等も変革していくような取組を指す概念のこと。

³ Destination Management/Marketing Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔となる法人のこと。

4 官民ファンドによる事業再生支援等の強化

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）を含む官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ及び人材支援に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制を整備した。

5 スタートアップ・ベンチャー企業のサービスの利活用促進

ベンチャー企業のサービスの利活用について先進事例を紹介するセミナーを 2025 年 9 月に開催するなど、地域とベンチャー企業の連携を促進した。

6 海外の有望な観光関連企業の誘致

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）は、日本に進出し又は進出を検討している外資系の有望な観光関連企業や、関連ソリューションを有するデジタル等企業に対する、市場情報や日本企業とのビジネス機会等の提供、地域の情報発信等の誘致活動を通じて、日本への進出・事業拡大を支援した。特に、ポテンシャルを有する地域への進出に向け、外国企業の誘致や、外資系企業との協業・連携に意欲のある地域や、その他地域のエコシステムを構成する民間企業等の関係者との連携による誘致活動を実施した。

第4節 観光人材の育成・確保

1 観光地域及び観光産業の担い手の確保

ホテルや旅館の雇用確保につながるよう、就職イベント等において宿泊業の魅力発信を行うとともに、インターンシップの実施支援や、人手をかけるべき業務に人材を集中投下できるよう業務の効率化に資する設備投資支援を実施した。また、2023 年 3 月に策定した「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」に基づき、温泉街の様々な業種が参加し、地域の課題やブランディングについて考える観光地経営人材育成プログラムを実施した。さらに、国内人材のみならず、外国人材の確保も積極的に進めていくため、国内外の 7 か国で宿泊業の魅力発信するジョブフェアを、4 か国でマッチングイベントを実施した。加えて、9 か国で特定技能評価試験を実施した。

2 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等

高等学校の履修科目「地理総合」において、観光の現状や動向を取り上げているほか、生活圏の地理的な課題について考察、構想し、表現する取組について、各教育委員会の指導主事等を対象とした会議等の場を通じて、その着実な実施に努めた。

3 通訳ガイドの質・量の充実

訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる伝統工芸に関する研修を、2026 年 2 月に 2 回開催し、60 人の参加があった。また、若年層への認知度向上のため、全国通訳案内士による講演を大学 7 校で行い、合計 385 人の参加があった。さらに、旅行会社と全国通訳案内士を結ぶマッチングサービスの活用を促進し、就業機会の確保を図った。

第5節 観光地域づくり法人（DMO）を司令塔とした観光地域づくりの推進

1 世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成

- ① DMO に求める機能・役割の明確化や活動の質向上を図るため、「観光地域づくり法人の機能強化に関する有識者会議」における議論等を踏まえ、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」について、登録要件や登録区分の見直し、更新登録要件の追加等の改正を行い、2025 年 10 月から施行した。また、全国の DMO の優良モデルとなり得る「先駆的 DMO」として、新たに 7 法人（せとうち観光推進機構、秩父地域おもてなし観光公社、倶知安観光協会、箱根町観光協会、飛騨・高山観光コンベンション協会、キタ・マネジメント及び長崎国際観光コンベンション協会）を選定し、2024 年度までに選定した 4 法人（京都市観光協会、田辺市熊野ツーリズムビューロー、下呂温泉観光協会及び白馬村観光局）と合わせて各課題に対応した取組を支援した。
- ② DMO の体制を更に強化するため、「世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業」により、外部専門人材の登用、中核人材の確保・育成、宿泊税等の導入をはじめとする安定的な財源確保のための計画策定等の取組を 86 件支援した。
- ③ 2025 年 6 月に開催した DMO 全国会議を通じて、DMO に対する優良事例等の共有、全国各地の DMO 間の相互交流・連携強化を図った。また、DMO への情報提供ツール「DMO ネット」や観光庁ウェブサイトを活用し、DMO のマネジメント・マーケティング強化のための各種施策等の情報を提供した。

2 観光地域づくり法人（DMO）等に対する支援

- ① 「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」改正に伴う登録要件の見直しを踏まえ、DMO 等を対象としたフォローアップのための説明会や相談会を地方運輸局等と連携して実施した。また、KGI 及び KPI の計測に係る DMO への伴走支援で得られた結果をもとに、2025 年 4 月に公開した

- 「観光地域づくり法人（DMO）による KGI・KPI 計測に係る手引書」について、現場実務に即した内容の充実に向けた検討・整理を行った。さらに、「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」により、DMO が中心となり、地域が一体となっていく、調査、戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境の整備、旅行商品の流通環境の整備、プロモーション等といった取組に対して総合的に支援した。
- ② 「世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業」により、観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備に係る調整、多言語表記等の受入環境整備についての知見を持つ外部専門人材の DMO における登用等の取組を 86 件支援した。また、日本政府観光局（JNTO）は、地域の観光コンテンツをオウンドメディアにて発信することで、次の観光資源の磨き上げ等に活用される好循環の創出を目指し、市場の反応等を地域に還元した。さらに、広域連携 DMO と連携した情報発信に取り組んだほか、DMO 等に対し JNTO の海外ネットワーク等から得られる最新の市場動向等を提供した。
 - ③ JNTO は、地方公共団体や DMO が参加する研修会を全国 10 都市にて開催したほか、コンサルティング等を実施し、地域のインバウンドマーケティングを支援した。また、インバウンド関係者向けのオンラインセミナーを 2 回開催したほか、「地域インバウンド促進ページ」を通じて、最新の市場動向や国内におけるインバウンド誘客に向けた取組等を地域で紹介・共有した。
 - ④ 地域周遊・長期滞在促進に取り組む地域に対し、各地域の魅力の発掘、課題解決に向けた戦略の策定、施策展開、地域関係者のスキル向上等のために、地域での実務実績等を有する専門家を派遣し、助言を実施することによって、国内外の旅行者の地方誘客に向けた取組を促進した。
 - ⑤ 全国 10 の地方ブロックで開催される観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議において、受入環境整備等の課題を共有した。また、地方運輸局・地方整備局・地方公共団体・民間企業等の構成員による同課題に対する取組、成果についてとりまとめ、地方運輸局等のウェブサイトを活用して公表し、共有を行った。

第 6 節 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等の推進

- ① 全国 6 地域において「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D⁴）」の実践を通じた自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を支援し、モデルケースの創出を図った。また、地方公共団体や DMO における持続可能な観光計画の策定や、バイオトイレ等の整備等持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備の取組を支援した。
- ② 特に地方部において、地域特性等に応じ、地域一体となったローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた総合的かつ戦略的な取組を行う 10 地域でモデル実証を行った。また、同取組に必要な施設改修・整備及び設備導入・物品購入を行う 7 地域を支援した。
- ③ 地域の実情に応じたオーバーツーリズムの未然防止・抑制に取り組む地域として 37 地域を選定。地域の関係者による協議の場の設置や協議に基づく計画の策定、取組の実施を総合的に支援した。また、受入環境の整備・増強、観光客の分散や平準化、マナー啓発の取組等を支援するため、実証・個別型において 147 件の事業を採択した。

第 7 節 良好な景観の形成・保全・活用

1 良好な景観の形成

- ① 各地域の主要な観光地において景観計画策定が促進されるよう、景観改善推進事業の活用及び全国の地方公共団体を対象としたセミナーを都道府県単位で開催した。また、「景観計画策定の手引き」や「歴史的風致維持向上計画作成マニュアル」等の周知・徹底を図った結果、2025 年度では 661 市区町村で景観計画が、100 都市で歴史的風致維持向上計画が策定された。さらに、歴史的風致維持向上計画認定都市（100 都市）に係る特定観光地を対象に、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建造物の外観修景に対して支援しており、歴史的なまちなみ全体の質の向上を推進した。
- ② 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図るため、「まちなかウォーカブル推進事業」やウォーカブル推進税制等の支援制度活用による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進し、132 市区町村（2025 年 12 月末時点）が制度の対象となる滞在快適性等向上区域⁵を設定した。

2 庭園・公園等を活用した花や緑豊かな都市・地域の魅力発信

- ① 国営公園内の案内サインの多言語化等の環境整備を行うとともに、周辺観光資源と連携し、情報発信等を行った。首里城の復元については、正殿の本体工事を実施するとともに、復元過程の公開等の取組を実施した。

⁴ Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations の略。

⁵ 多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置づけるもの。

- ② 「明治 150 年」関連施策の一環として、明治期の立憲政治の確立等の歴史や意義を後世に伝えるため整備を進めている明治記念大磯邸園について、旧滄浪閣等の建物改修等を実施した。
- ③ 「庭園間交流連携促進計画登録制度（ガーデンツーリズム登録制度）」を通じて、各地の庭園間の連携構築を図るため、2025 年 10 月にガーデンツーリズム関係者が出席した全国会議を開催したほか、2026 年 3 月に新規の庭園間交流連携促進計画の登録に係る審査会（ガーデンツーリズム登録審査会）を開催した。

3 優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進

- ① 国有林野に設定している「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての活用が期待される「日本美しい森 お薦め国有林」（白神山地・暗門の滝自然観察教育林、上川浮島風景林等）においては、利用者の利便性向上と安全確保のため、案内看板、木道・歩道等の環境整備を進めた。また、国有林野の魅力を知りやすく伝え、訪日外国人旅行者を含む利用者の増加を図るため、見どころを紹介する動画や写真をウェブサイトや SNS 等を通じて発信した。さらに、国立公園を所管する環境省と林野庁との連携事業を引き続き実施し、国有林野と国立公園が一体となった魅力向上に取り組んだ。
- ② 道路管理者と市民団体等が協働して地域活性化や観光振興に寄与する「日本風景街道」と、地域情報の発信等を行う「道の駅」等の地域拠点との連携による相互の魅力及び価値の向上に取り組んだ。また、「日本風景街道」の魅力伝える動画等をウェブサイトや SNS により発信し、ブランド化や認知度向上を図った。
- ③ 2025 年 7 月にエスコンフィールド HOKKAIDO、10 月に札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）で、全道各地の魅力的な景観等を有する「秀逸な道」を紹介するパネル展示を行うなどの情報発信を行った。また、魅力ある道路景観を維持・形成するため、道路管理者と地域が協働し沿道の除草、除雪、清掃活動等に取り組んだ。

4 観光振興等に資する地域づくり・街並み整備

公募設置管理制度（Park-PFI⁶）等の活用促進を通じて、民間資金を活用した地域の観光拠点等となる都市公園の整備等を推進した。

5 駅周辺等における「観光・まち一体再生」の推進

- ① 拠点駅及びその周辺における案内サイン等について、地方公共団体、交通事業者、都市開発事業者等が連携しながら整備を行う協議会等を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進した。また、駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業等により地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備に対し支援することで、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を促進した。
- ② 全国駐車場政策担当者会議（2026 年 1 月）にて、観光バスの駐車スペースの確保に関する取組事例を紹介するとともに、社会資本整備総合交付金等による支援について引き続き周知した。
- ③ 地域の魅力や回遊性の向上に資するよう、観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の周知を行い、活用促進を図った。

6 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

重要伝統的建造物群保存地区内における建造物の修理・修景、耐震対策、3次元測量等の先端技術活用による防災環境等の整備、防災設備の設置に対する支援に加え、観光振興等のニーズに対応して、付帯施設の新築を含む活用のための整備について積極的に支援することにより、地区内の伝統的建造物等の活用を図り、観光まちづくりの一層の促進に努めた。

7 景観等に配慮した道路整備の推進

観光地等における良好な景観の形成や観光振興等のため、2021 年 5 月に策定した「無電柱化推進計画」に基づき、個別補助制度等により香川県琴平町の金刀比羅宮をはじめとした観光地において無電柱化を推進した。

8 道路空間の観光振興への有効活用

民間の創意工夫を活用し、地域の賑わいを創出するため、「歩行者利便増進道路（ほこみち）」制度の普及を促進した。また、道路における賑わい創出と維持管理の一層の充実を図るため、道路協力団体制度の展開を推進した。

9 国立・国定公園の保護と利用の推進

「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクト」の一つである「みちのく潮風トレイル」では、拠点である名取トレイルセンターを活用した情報発信等を実施し、関係地方公共団体や民

⁶ 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、同施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

間団体等との連携強化と利用の促進等を図った。また、沿線事業者等を巻き込んだ管理運営体制の強化を行い、利用環境の充実を図った。

10 世界自然遺産地域の適正な保全管理

奄美群島では、奄美及び沖縄の世界自然遺産登録を踏まえ、奄美と沖縄で連携して行うプロモーションや両地域間の運賃割引のほか、群島全体への誘客・周遊を促進する事業を支援した。また、小笠原諸島では、母島沖港の泊地浚渫等の港湾の整備や自然公園の施設整備・改修等を支援した。

11 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用

- ① 港湾環境整備計画制度（みなと緑地 PPP）⁷の案件形成支援を目的として、「港湾緑地の使い方をみんなで考える意見交換会」を2回開催した。また、「みなと緑地 PPP ガイドライン」を策定し、2026年2月に公表した。
- ② 「はまツーリズム（Beach Tourism & Resort）推進プロジェクト」を通じて、「海岸環境整備事業」や公共海岸の占用制度等により、砂浜を含む水辺空間における民間事業者等を含めた多様な地域の推進主体による砂浜利用や環境保全の取組を支援するとともに、海岸の持つ価値をPRすることにより地域の活性化等につなげている地方公共団体の海岸利活用事例をナレッジ集としてとりまとめ、海岸の利活用の推進を図った。

12 自然と調和した港湾・河川環境の保全・創出

- ① 海洋環境整備船等による漂流ごみ等の回収を実施した。また、港湾工事等で発生する浚渫土砂等を有効活用してブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出を推進した。
- ② 汚濁が著しい河川の水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川環境を保全・創出した。

13 河川空間を活用した賑わい創出の推進

「河川敷地占用許可準則の特例」や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床等の設置を制度面から支援し、河川空間及びまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を推進した。

14 次世代環境対応車の普及促進

観光地域の環境保全と魅力向上のため、予算事業により、引き続き環境性能に優れた次世代自動車等の導入を促進した。

15 社会資本整備等における観光振興への配慮

観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、各地方の観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議において、地方運輸局と地方整備局等が共同で事務局となり会議を開催し、各地域の関係者との連携・調整を行った。

第8節 持続可能な観光地域づくりに資する各種の取組

1 エコツーリズムの推進

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づくエコツーリズム推進基本方針について、2026年3月にその変更に関し閣議決定を行った。また、エコツーリズム推進全体構想の認定地域等に係る広報や、認定地域間の情報交換、旅行代理店等との商談会等を支援するとともに、自然資源を活用した上質なツーリズムを推進するため、地域のコーディネーター等を対象とした人材育成事業を実施した。さらに、地域が実施するエコツーリズム推進体制の整備、自然観光資源を活用したプログラム開発等の取組を支援した。

2 地域ブランドの振興

農林水産省はその地域ならではの自然環境、文化、風習等に由来する品質、伝統、ものがたりを有する地理的表示（GI）製品について、観光関連事業者と連携し、地域の観光資源の一つとして活用するとともに、広く周知する取組を推進した。

3 観光の意義についての国民理解の増進

- ① 2025年度において、先駆性・新規性・創造性ある民間事業者との意見交換会を16社と実施した。多様な知見を観光庁内に広く伝播し、有識者との人脈構築を図ることで、課題解決に向けた観光戦略の検討に生かした。
- ② 公益社団法人日本観光振興協会や関係業界団体と連携し、観光教育の充実・普及の促進を図った。

4 地域特性やニーズに応じた民泊サービスの普及促進

「住宅宿泊事業（民泊サービス）」について、「住宅宿泊事業法」（平成29年法律第65号）で定める

⁷ 港湾緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と収益の一部を還元して緑地等のリニューアルや維持管理を行う民間事業者に対し、緑地等の行政財産の長期貸付けを可能とする認定制度のこと。

営業可能な年間 180 日を超えて営業をしている違法な届出住宅が仲介されることを防止するため、営業日数自動集計システム等のデジタルを活用した違法民泊対策を進めることで、より効率的な市場の形成を図った。また、民泊（同法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく住宅宿泊事業、「国家戦略特別区域法」（平成 25 年法律第 107 号）に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（いわゆる特区民泊）及び「旅館業法」（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく簡易宿所をいう。）について、法令手続が行われずに営業が行われている民泊、騒音等宿泊者による迷惑行為の発生やこれに対する事業者による迅速な対応が適切に行われない民泊等の是正に向けて、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえて関係省庁と連携し、各種民泊の適切な運営確保の徹底と不適切な事業者への厳正な対処に向けた取組を実施した。

第 9 節 国家戦略特区制度等の活用

- ① 国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき、一定の要件を満たす場合に、クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れを可能とする特例について、提案の受付を継続して行った。
- ② 国家戦略特区において、過疎地域等における訪日外国人旅行者をはじめとする観光旅行者を中心とした運送需要に対応するため、「自家用有償観光旅客等運送事業」について、引き続き活用を図った。

第 10 節 旅行者の安全の確保等

1 防災情報の提供

- ① 線状降水帯や台風等による大雨、大規模地震・津波、火山噴火が発生した際にも訪日外国人旅行者等が適時・的確に命を守る行動が取れるよう、二重偏波気象レーダーや地震・火山観測施設の更新整備等によって監視体制を強化した。また、最新技術を取り入れた次期静止気象衛星の整備や強化した気象庁スーパーコンピュータシステム、AI 技術等を活用した予測技術の開発や研究を進めるなど、気象庁から訪日外国人旅行者等に提供する防災気象情報の高度化や精度向上の取組を推進した。
- ② これまで作成したポスターやリーフレット等について、出入国在留管理庁、地方公共団体の防災部局・多文化共生部局、指定公共機関等、引き続き様々なチャネルを活用した周知・普及促進を図った。また、観光庁及び JNTO において災害情報提供アプリ「Safety tips」等による多言語での発信や、24 時間 365 日多言語対応が可能な JNTO コールセンターの運営を引き続き実施した。さらに、「Safety tips」の普及促進のため、海外インフルエンサーを活用した SNS 上での周知活動等を実施した。加えて、災害発生時に訪日外国人旅行者を受け入れる地域の一時的な避難場所の情報を提供するモデル的取組を実施した。

2 避難体制の強化

災害時における道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供のため、通行実績情報等の集約の強化や SNS 等を通じた幅広い周知等を実施した。また、災害時において通行可能な道路を一般に公開することができるようにするため、都道府県公安委員会が保有する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報⁸を加えた情報について、公益財団法人日本道路交通情報センターを通じた提供を推進した。さらに、2025 年 12 月の青森県東方沖を震源とする地震における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が保有する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報を加えた通行実績情報を、日本道路交通情報センターを通じて一般に提供した。

3 訪日外国人旅行者等の災害被害軽減

- ① 近年、激甚化・頻発化する自然災害等を踏まえ、平時から海外や国内に対し適切な情報発信を行うことが重要であることから、国土交通省を含む各行政機関及びインフラ事業者等がウェブサイト等で提供している防災情報が一元化されてスマートフォン対応等により容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」について、新たな防災情報を追加するとともにサイトのユーザビリティの向上を図った。
- ② 2026 年 2 月に災害時の訪日外国人旅行者の安全確保及び観光関連事業者等の事業継続に備えるための「観光危機管理計画」について、地方公共団体等の実務者向けにセミナーを開催し、策定の促進を図った。また、補助金を使用し、地方公共団体の「観光危機管理計画」策定等の支援を 3 地域で実施した。
- ③ 新幹線における訪日外国人旅行者向けの情報提供については、駅頭掲示、駅構内放送、車内放送、ウェブサイト等で、利用者の行動判断に資する情報を多言語（英語、中国語及び韓国語）で実施するよう指

⁸ カーナビゲーションシステム等に蓄積された走行データのこと（走行履歴等）。

導した。また、空港については、「滞留者対応計画」を含む2020年3月に策定された空港BCP⁹に基づき、空港関係者やアクセス事業者と連携し、多言語やSNS等による情報提供を含む災害時の対応を行った。さらに、空港BCPを実効性のあるものとするため、全国の95空港において、各種訓練等を2025年8月までに実施し、訓練や点検の実施状況等を確認、関係機関等で共有することで、空港BCPや訓練の見直しを推進した。

- ④ 訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行できる環境を整備するため、観光施設等におけるトイレの新設や和式トイレの洋式化等の避難所機能の強化、災害時の多言語対応の強化に加え、医療機関におけるキャッシュレス決済環境の整備等を含む訪日外国人患者受入機能強化等について43件支援した。
- ⑤ JNTOのウェブサイトやSNSを活用し、災害発生情報及び災害が発生した際の公共交通機関に関する正確かつ迅速な情報発信を行った。

4 次の感染症危機への対応

- ① 2024年7月に改定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、平時からの備えの充実に取り組んでおり、2025年6月には、政府行動計画改定後初となるフォローアップを実施し、各省庁における取組状況を確認した。また、同年10月までに全ての都道府県において、政府行動計画の改定を踏まえた行動計画の改定を完了した。同年11月には、感染症危機管理対応訓練として「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（訓練）」や「政府対策本部会合（訓練）」、全国の都道府県が参加する「初動対応に係る大臣と知事等との緊急連絡会議（訓練）」を実施した。さらに、都道府県との連携状況を確認するため、大阪府とはシナリオを共有した訓練を実施するとともに、都道府県が主体となって行う感染症危機管理対応訓練に対して伴走的な支援を行い、訓練水準の向上を図った。
- ② 国内の感染症の発生動向については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき継続的に監視・分析し、国及び地方公共団体において国民や医療関係者等に情報提供を行った。また、海外の感染症の発生動向についても関係機関との連携の下情報収集を行い、適切に情報提供を行った。

5 公共交通機関の安全対策の推進

訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、臨時営業区域の特例措置について、同制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行った上で延長した。また、「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」において、85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の実施状況についてフォローアップするとともに、2022年10月に静岡県で発生した観光バスの横転事故を踏まえた貸切バスの安全性向上に関する関係法令等の改正に基づき、2024年4月から、デジタル式運行記録計の使用、アルコール検知器使用時の画像記録保存、点呼記録の動画保存の義務付け等、貸切バスの安全対策の強化を開始したほか、引き続き、事業者に対する指導や監査により法令遵守を改めて徹底し、必要な安全対策を講じた。

6 旅客船の総合的な安全・安心対策

2022年4月に発生した知床遊覧船事故を受けてとりまとめた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第24号）に基づき、船員の資質向上や監査の強化等の対策を行うとともに、救命いかだ等の旅客船への搭載義務化、安全統括管理者・運航管理者の資格者証制度の創設等を行った。

7 道路交通の安全対策等の推進

- ① 日本で有効な国際運転免許証を確認するための資料をレンタカー事業者へ提供し、車両の貸渡し時における国際運転免許証等の確認の徹底を図ったほか、レンタカー事業者と連携し、車両の貸渡し時に外国語による啓発動画やリーフレットを活用して日本の交通ルール等に関する広報啓発活動を実施するなど、訪日外国人旅行者等のレンタカー等利用時における交通事故・違反の防止を推進した。
- ② 観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、国や地方公共団体等の関係者が連携し、AI・ICT等の革新的な技術を活用した交通需要制御等のエリア観光渋滞対策について、その実装に向けた取組を引き続き推進・支援した。
- ③ 観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、観光拠点までのラストマイルにおいて、駐車場予約専用化等の渋滞対策を引き続き推進した。

8 宿泊施設の防火安全対策の推進

- ① 消防本部の担当者や事業者が集まる会議（オンライン開催含む。）等の機会を活用して、民泊等に関する消防用設備等の合理的な運用等について周知した。

⁹ 空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港の事業継続計画のこと（A2（Advanced/Airport）-BCP）。

- ② 2024年度に策定した「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン」について、旅館・ホテルの関連団体や各消防本部に対し通知したほか、全国消防長会主催の研修会における周知等により、実効性のある消防計画の作成促進を図った。

9 旅行業務に関する取引の公正の維持等

「旅行業法」(昭和27年法律第239号)に基づき、旅行者等へ立入検査を実施することにより、旅行の安全の確保等を図った。また、貸切バスツアーについては、運賃の下限割れ防止対策のため、旅行者と貸切バス事業者の間で取り交わされる運行引受書の運賃の下限額及び手数料等の額を記載することを義務づけているほか、「貸切バスツアー適正取引推進委員会」と連携して、過大な手数料等により安全コストが阻害されている疑いがある場合には調査を実施するなど、旅行者と貸切バス事業者の適正な取引の推進を通じた安全確保を図った。

10 外国人の急訴・相談等への対応環境の整備

- ① 警察において、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムが運用されているところ、緊急時に三者通話システムを迅速かつ適切に活用できるよう、対応マニュアルの整備を推進し、警察職員に対する現場対応を想定した実践的な訓練を実施した。また、三者通話に対応可能な通訳人の拡充や多言語コールセンター活用の推進等、通報受理体制の強化に努めた。さらに、電話通訳センターを介して通信指令員や救急隊員等と外国人との会話を交互に通訳するための三者間同時通訳について、未導入団体に対して導入を促し、全国の消防本部において円滑な運用を推進した。
- ② 訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションの一層の円滑化を図るため、多言語翻訳機能を有する資機材等の操作の習熟を図るための教養や、訪日外国人旅行者等が遭遇するトラブルを想定した対応訓練を実施した。また、訪日外国人旅行者等からの急訴、各種届出等に適切に対応できるよう、有名な観光地や繁華街・歓楽街等を管轄するなど、訪日外国人旅行者等対応の機会が多い警察署、交番等への外国語による対応が可能な警察職員の配置を推進するなどした。
- ③ 遺失届出書・拾得物件預り書をはじめとする、各種届出関係書類への外国語併記等、各種手続に係る外国語対応を促進するとともに、防災・防犯等に資する情報の外国語による提供やSNS等を含む多様なメディアを通じた効果的な情報発信に努め、訪日外国人旅行者等が容易に必要な情報等を入手できる環境を整備した。また、警察庁ウェブサイト(英語版)に掲載する我が国警察に係る制度、活動等に関するコンテンツを拡充するとともに、掲載資料の見直しを行うなど、よりわかりやすく効果的な情報の伝達を行った。
- ④ 全国の消防本部に対して、「救急ボイストラ」¹⁰に関する使用状況のアンケート調査を行い、現在の運用状況や導入面での課題を抽出した。
- ⑤ 「訪日外国人のための救急車利用ガイド(多言語版)」について、消防庁ウェブサイトにて広報を実施するとともに、都道府県や消防本部に周知を依頼した。
- ⑥ 「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、訪日外国人旅行者等の消費の安全の確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を引き続き図った。また、国民生活センターの「訪日観光客消費者ホットライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行うとともに、訪日外国人旅行者が遭いやすい消費者トラブルについて、観光庁・JNTO等の関係機関の協力を得ながら、「訪日観光客消費者ホットライン」専用ウェブサイト等にて、訪日外国人旅行者への情報提供を行った。さらに、「訪日観光客消費者ホットライン」の窓口周知活動を行い、安全で安心な観光の環境を整備した。

第11節 東日本大震災からの観光復興

- ① 海外にいながらでも日本の地域の魅力を体感できるよう、2025年10月から2026年3月にかけて、日本の地域の魅力発信、日本各地の商品の輸出促進、観光促進等を支援する総合的なPR事業を実施した。具体的には、中国におけるオンライン形式での情報発信のほか、在中国日本国大使館が主催する形で、関連企業や地方公共団体が日本の食や観光、各地域の魅力を発信するイベントを開催し、在広州日本国総領事館が主催するイベントにおいては、日本酒等のPRを実施した。
- ② 福島県における観光復興を促進するため、ホープツーリズム¹¹による誘客の取組として、海外旅行会社を対象に「東日本大震災・原子力災害伝承館」や「中間貯蔵施設」等を訪問するモニターツアーの実施を支援した。また、サイクリングやキャンプといった観光素材を組み合わせた取組として、サイクリスト受入環境の整備やキャンプ場を活用したモニターツアーの実施を支援した。さらに、海外向けのプロモーションとして、台湾・ベトナムからメディアやインフルエンサーを招へいしコンテンツの情報発

¹⁰ 外国人傷病者への救急対応を迅速に行うための多言語音声翻訳アプリのこと。

¹¹ 震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。

信、タイやオーストラリア等における旅行博への出展を支援した。

③ 【再掲】第Ⅱ部第1章第7節9

④ 国及び福島県で2022年5月末にとりまとめた「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づき、「酒・グルメ（食）」や「スポーツ（サイクル）」を含む六つのテーマにおいて、15市町村の横連携による、この地ならではの広域コンテンツの創出を目指す「広域マーケティング事業」を通じて、福島県浜通り地域等の一体的なブランディングを行うため、27のプロジェクト支援や「HAMADOORI CIRCLE PROJECT」を実施した。また、地域一体的なデジタル基盤の整備に向けて支援する「交流人口基盤整備事業」においては、前年度から継続する5社を引き続き支援した。さらに、個々の市町村の独自の魅力の磨き上げを行う「誘客コンテンツ開発事業」では、民間事業者等への支援2件を前年から継続して実施した。加えて、来訪者向けポイント還元キャンペーン等を2回実施し、同地域への更なる交流人口拡大と消費喚起を図った。

⑤ ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム¹²の推進のため、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部における15の地方公共団体等の取組に対して支援した。具体的には、地元食材を利用したコンテンツの造成や海の特産品のブランド化に向けたウェブサイト構築と、プロモーションの実施、海水浴場のバリアフリー化、国際認証取得等に取り組んだ。

第12節 観光に関する統計等の整備・利活用の推進

① 訪日外国人の移動の実態（利用交通機関や周遊ルート等）を把握し、周遊ルートの分析や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに活用できる訪日外国人流動データ（FF-Data）を公表した。

② 観光に関する統計について、引き続き精度向上やデータ利活用拡大に向けて取り組んだ。また、インバウンド消費動向調査では調査票情報（個票データ）の利活用が多く事業者等に広がるとともに、調査対象国として新たに3市場を追加し、精度向上を図った。さらに、宿泊旅行統計調査では精度向上を目的に標本設計の層化基準を変更し、調査対象国として3市場を追加した。加えて、旅行・観光消費動向調査では精度及び回収率の向上に資する見直しを行った。

③ 地方公共団体や観光関連事業者が誘客や周遊ルートの検討に活用できるよう、観光施策の推進に資する交通インフラ関連のGISデータ¹³として、「鉄道データ」「駅別乗降客数データ」を、国土数値情報ダウンロードサイトに2025年6月に公開した。

④ 地域の観光施策の実現を通じた地方創生の取組を支援するべく、ETC2.0プローブデータ¹⁴の活用、分析を推進した。また、地方公共団体等が活用しやすい環境の構築（オープン化）に向け、ETC2.0プローブデータを地方公共団体へ試行的に貸与する取組を実施した。

⑤ 観光イベントの効果検証や観光戦略の企画立案等のシーンにおいて活用され、EBPM¹⁵に不可欠なデータである人流データについて、地方公共団体による利活用を促進するため、利活用事例を収集して広く公開するとともに、同データの取得にかかるコストの低廉化の検証や屋内・地下における人の動きの分析に不可欠な3次元人流データの活用事例の創出を行い、2026年2月に成果報告会・普及イベントを開催した。

第13節 令和6年能登半島地震への対応

① 観光庁やJNTOのウェブサイト等を通じて、各地方公共団体が発信している宿泊施設や観光施設等の営業状況等について、正確な情報を引き続き発信した。また、地元関係者と連携し、能登半島の復旧状況を踏まえつつ、海外メディアを招請し情報発信を行うなど訪日プロモーションを引き続き実施した。

② 能登地域を対象とした手厚い「復興応援割」について、被災地が復興次第直ちに開始できるよう、復興状況を注視しつつ、石川県と検討を行った。

③ ふるさと納税を活用した特産品販売、旅行等を促進した。

④ 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助する「なりわい再建支援補助金」を措置し、被災地域の速やかな復興の実現を支援した。また、雇用調整助成金の特例措置（令和2025年12月末をもって終了）と、産業雇用安定助成金の特例措置により、従業員の雇用維持に取り組む企業を支援した。

⑤ 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により被害を受けた地域を対象に、観光拠点・観光資源の再生に向けて、宿泊施設の事業再開・事業継続に向けた計画の策定、復旧後の誘客促進を図るためのコンテンツ造成等の取組を支援した。

¹² 海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行のこと。

¹³ Geographic Information System の略。地理情報システムのこと。

¹⁴ ETC2.0 を搭載した車両の走行データのこと（走行履歴等）。

¹⁵ Evidence-Based Policy Making の略。政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づく政策立案とすること。

第2章 地方を中心としたインバウンド誘客

第1節 インバウンドの誘客に向けた集中的取組

- ① インバウンドの誘客による経済効果を、地方を含めた全国各地に波及させるため、地域の観光資源を活用した高単価な特別体験商品の造成を支援する「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業」において、88件を支援した。また、商談会等への出展を行うとともに、事業ウェブサイトや記事広告の出稿等を通じた情報発信を行った。
- ② 経済産業省、文部科学省等の関係省庁と連携し定めた「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」（令和5年5月30日観光立国推進閣僚会議決定）について、ビジネス、教育・研究、文化芸術・スポーツ・自然の各分野において、インバウンド需要を根付かせるための取組の深化を図った。

第2節 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備

1 アドベンチャーツーリズムの推進

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）の成果も踏まえ、自然・文化等の地域資源を生かした観光コンテンツの造成・磨き上げや販路拡大、ウェブサイトや商談会等における情報発信、受入体制強化に向けた国内外の関係者のネットワークング、ガイドの確保・育成等、アドベンチャーツーリズム¹⁶関連の取組を支援した。

2 アート・文化芸術コンテンツの整備

(1) 日本博2.0の推進

最高峰の文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げと創出を行い、日本の文化芸術の多様性を世界に示す取組を計82事業採択、全国各地で展開したほか、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）において伝統芸能・障害者芸術の催事を実施した。また、インバウンド向けプロモーションとして、年間を通じて行われる実演芸術や各地の芸術祭等を「日本博2.0」サイトやSNSを通じて発信し、訪日機運醸成と地方誘客につなげた。

(2) アートの国際拠点化

我が国が文化芸術の国際的な発信拠点となることを目指し、アートバーゼルと連携した「アートウィーク東京」を継続開催し、アートバーゼルのVIPをはじめ世界の高付加価値旅行者の日本への誘客拡大に取り組んだ。

(3) 国際的な芸術祭の活用

海外のフェスティバルへの参加、海外の芸術団体との共同制作公演等を支援した。

(4) 舞台芸術の振興、情報発信等

歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩し得る高い水準のオペラ、バレエ、演劇、オーケストラ等の現代舞台芸術を観光資源として広く提供するため、トップレベルの芸術団体が取り組む創造発信等を支援した。

(5) メディア芸術の振興

- ① 日本映画の多言語字幕制作支援、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、海外映画祭見本市における展示施設「ジャパン・ブース」の設置・運営等を通じて、多様な作品の魅力を発信し、訪日外国人旅行者の増加に寄与した。
- ② 「メディア芸術クリエイター育成支援事業」や「アニメーション等人材育成事業」により、メディア芸術を担う人材の育成を推進した。

(6) ロケツーリズムの推進

ロケ撮影・誘致の円滑化及び促進のため、フィルムコミッション、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめた「ロケ撮影ハンドブック」の周知等を行った。また、映画やアニメ等のコンテンツを活用した観光コンテンツの造成を支援した。

(7) 地域の伝統芸能等の支援

- ① 地域の伝統行事や民俗芸能等の用具修理等、基盤整備に係る取組や伝統行事の公開等、活用に係る取組への支援について、2025年度は292件の採択を行った。
- ② 台湾・香港・タイの三つの国・地域に対して、日本の伝統的な祭への興味関心についてヒアリングを実施した結果、9割以上の外国人が日本の伝統的な祭に興味と参加意向を有していることがわかった。また、小豆島の祭に実際に外国人が参加する実証研究を行い、参加型祭コンテンツの課題の洗い出しを行った。

(8) 芸術の観光への活用を推進する人材の育成

¹⁶ 自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるもの。

芸術団体による、我が国の芸術界の将来を担う新進芸術家等が技術を磨いていくために必要な舞台公演・展覧会等の実践の機会や、広い視野、見聞及び知識を身に付ける場の提供を支援した。

3 地域の食材を活用したコンテンツの整備

(1) ガストロノミーツーリズムの推進

- ① 特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等に対して、文化財登録等に向けた調査研究や地域での保護継承、文化的価値をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を行うモデル事例の形成に係る12事業を採択し、食文化の魅力発信等を推進した。
- ② 魅力的なガストロノミーを基軸とした観光コンテンツを造成し、地方へのインバウンド誘客を促進するため、先進的な観光地域創出に向けた食の専門家等による伴走支援を含む実証を6地域で行ったほか、同事業による支援を開始してからの3か年で得られた知見や事例を整理し、これからガストロノミーツーリズムを推進しようとする地域に向けて取組の進め方やポイントをナレッジ集としてとりまとめた。あわせて、ガストロノミーツーリズムを体験するために必要な施設の改修等の環境整備等について5件支援した。

(2) 酒蔵ツーリズムの推進

酒類業振興支援事業費補助金により、酒蔵ツーリズムの推進を含む海外展開の支援として143件の事業を採択し、酒類事業者による酒蔵ツーリズムプラン策定や他産業との連携に係る取組等を支援した。

(3) ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の周知広報

2024年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、その魅力発信や認知度向上等を目的として、「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等と連携し、大阪・関西万博の会場におけるPRや、東京でシンポジウムを開催するなど、様々な周知広報に取り組んだ。

4 魅力ある公的施設の公開・開放

- ① 迎賓館赤坂離宮では、ウェブサイトやSNS等を活用した広報を充実させたほか、設備機能の改善を進めるとともに、主庭噴水ライトアップの初公開など各種特別企画を計画的に実施することで、参観者の満足度向上や迎賓施設としての意義や文化財としての価値の理解促進を図った。また、迎賓館をユニークベンチャー¹⁷として活用する「特別開館」を実施し、迎賓館赤坂離宮の魅力国内外に発信した。
- ② 京都迎賓館では、開館20周年を記念して、年間を通じて特別な展示を行った。また、PR動画やSNS等を活用した広報を実施するとともに、引き続き、夜間公開等の特別企画を実施することで、一般公開の魅力向上や迎賓施設としての意義等の理解促進に取り組んだ。さらに、迎賓館をユニークベンチャーとして活用する「特別開館」を実施し、京都迎賓館の魅力国内外に発信した。
- ③ 皇居について、土曜日を含め事前予約及び当日予約による一般参観の中で、訪日外国人旅行者向けに英語ガイド及び中国語ガイド付きの参観の実施、質疑応答や、多言語ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイト・SNS等を活用した情報発信を行った。また、参観案内サイト及び受付システムのリニューアルを行い、利便性向上を図った。さらに、皇居乾通り一般公開については、春季は2025年3月29日から4月6日までの9日間（参入者数167,310人）実施、秋季は2025年11月29日から12月7日までの9日間（参入者数219,450人）実施した。
- ④ 皇居東御苑について、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城天守復元模型の展示を実施した。また、英語での質疑応答可能な職員の配置や、多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施した。さらに、皇居東御苑来訪者の快適性向上等を図るため、大手休憩所（仮称）の整備に向けて、カフェ事業者及び管理運営事業者の選定を行った。
- ⑤ 皇居三の丸尚蔵館について、ほかの美術館・博物館等と連携しつつ、全国各地で展覧会を実施するなど、皇居三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開や公開の拡充を図った。また、展示面積の拡大等を図るため、館の整備・建替（Ⅱ期工事）を引き続き進めた。
- ⑥ 京都御所について、通年で参観者制限のない一般公開を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施し、英語及び中国語ガイド案内を行った。また、文化的建造物の修繕や美観等に配慮しつつ、京都御所清涼殿襖絵の復元模写（2030年度までの計画）を進め、2026年3月に完成したものについては公開した。
- ⑦ 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮について、通年で参観を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイド機器及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施した。特に桂離宮においては、皇室の伝統や文化への理解をより深めることを趣旨として「桂離宮観月会」を2025年10月6日に実施した。また、文化的建造物の修繕や美観等に配慮しつつ、京都仙洞御所醒花亭ほか整備工事が2026年3

¹⁷ 「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）」等において、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

月に完了し公開した。

- ⑧ 御料牧場について、家畜伝染病に対する防疫強化に取り組みつつ、春・秋に2日間で各2回、合計8回地域住民以外が参加できる見学会を実施した。
- ⑨ 埼玉鴨場・新浜鴨場について、埼玉県・千葉県とも協力をしながら、地域住民以外が参加できる見学会を年12回ずつ、合計24回実施した。また、引き続き団体申込も受け付けた。
- ⑩ 信任状捧呈式の馬車列の実施に際しては、宮内庁及びJNTOのウェブサイト、宮内庁及び観光庁SNS等を活用するとともに、新たな写真を提供するなど関係機関と連携し周知した。
- ⑪ 造幣局本局の工場見学を引き続き実施するとともに、通常公開していない勲章製造工程を限定的に公開するツアーを行うなど、一般公開の魅力向上に取り組んだ。
- ⑫ 首都圏外郭放水路の民間企業が運営する有料見学会について、引き続き、土日祝日を含めて毎日開催（施設点検日及び年末年始を除く。）した。また、施設の更なる認知度向上と訪日外国人旅行者の増加を図るため、3件の新規見学コースを設定するとともに、世界的な人気ゲーム内で施設を再現したデータを公表した。さらに、施設での撮影やイベント開催を目的とした民間企業の運営による有料の施設貸出を幅広く実施した。加えて、地域振興の一環として、地元自治体及び地元ショッピングモール及び見学会運営の民間会社と連携し、同ショッピングモール内にて地域連携の広報イベントを実施した。
- ⑬ 市ヶ谷記念館・大本営地下壕跡の見学については事前予約制とし、防衛省のガイドが案内を行った。また、見学者に施設の魅力をよりわかりやすく伝えるため、パンフレットを配布し満足度向上を図った。
- ⑭ 日本銀行本店本館において、2023年度までの見学等の取組に加え、2024年度には改刷（新日本銀行券）関連の広報コンテンツの拡充を行い、2025年度は見学枠を増設した。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の改正を踏まえ障害者向け見学の積極的な実施にも取り組むなど、施策を継続した。

5 外国人旅行者向け消費税免税店の拡大等によるショッピングツーリズムの推進

外国人旅行者向け消費税免税制度が2026年11月1日より「リファンド方式」に移行することを踏まえ、制度の円滑な施行を通じた更なる消費拡大を実現するため、新制度の案内リーフレットや特設ウェブサイトを作成したほか、全国10か所での制度説明会を開催し制度を周知した。

6 大都市観光の推進

国民公園の一層の魅力向上に向け、新宿御苑においては、日本館御殿復元整備の推進、開園時間の延長、入園料のキャッシュレス化、民間イベントによる活用、最新技術を用いた歴史・文化の発信、コワーキングスペースの運営等、多様な取組を進めた。また、皇居外苑においてはインフォメーションセンターの整備に向けた設計を実施したほか、北の丸公園への誘導強化として北桔橋門前の入口改修に着手するとともに民間イベントを活用した観光面での魅力向上にも努めた。さらに、京都御苑においては、文化資源アーカイブや体験型コンテンツの実装、デジタルコンテンツの整備を進めた。

第3節 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備

1 国立公園の魅力向上とブランド化

- ① 「国立公園満喫プロジェクト」において、「ステップアッププログラム2025」等に基づき、民間事業者等の多様な主体と連携し、国立公園に国内外の利用者を呼び込み、保護と利用の好循環を形成するための取組を実施した。また、「ステップアッププログラム2025」について、成果の把握や課題の整理等の必要な検討を行い、2026年以降の取組方針を策定するとともに、各国立公園において「ステップアッププログラム2030」等の検討・策定を進めた。
- ② 国立公園の多言語解説を外国人利用者目線で魅力あるものとして充実させ、訪日外国人旅行者の滞在体験の満足度を向上させるため、環境省において、観光庁と連携し、国立公園、国定公園、国民公園、世界自然遺産及び長距離自然歩道を対象に、国立公園等に関連する多言語解説を整備した。また、利用者ニーズを踏まえ、ICT等の先進的技術を活用した国立公園における多言語解説のデジタルマップや、同時音声翻訳機を活用した実証事業等に取り組んだ。
- ③ 国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を実現するため、アドベンチャートラベル等、魅力的な自然体験アクティビティの充実や質の向上等を通じて受入環境を整備した。また、ウェブサイト、SNS、スタンプラリー、国内外のメディア及び大阪・関西万博等の機会を活用し、国立公園の魅力や自然体験アクティビティ等を紹介するなど、国立公園の利用を促進した。特にSNSにおいては、英語を中心とした新たな動画発信YouTubeチャンネルの開設やアクティビティ体験動画の掲載等を通じて、動画による魅力発信を強化した。
- ④ 国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場を提供するため、園地や公衆トイレ等の利用施設の整備を進めるとともに、ビジターセンター等を対象とした長

寿命化対策工事を実施した。あわせて、吉野熊野国立公園や阿蘇くじゅう国立公園等で自然再生事業を実施するとともに、富士箱根伊豆国立公園のビジターセンター等の利用施設の省エネ改修等を通じた脱炭素化の取組を推進した。また、登山道や木道の改修等により利用環境の向上を図るとともに、利用者の安全確保に資する防災・減災対策を実施した。さらに、地方公共団体が行う国立公園・国定公園等の施設整備について支援した。

- ⑤ 国立公園等における自然体験アクティビティの充実、人材の育成、ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、自然環境保全コストを一部利用者負担とする仕組みの導入に向けた実証実験等を行った。その際、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等の多様な主体と連携して実施した。
- ⑥ JNTO グローバルサイト内に構築した国立公園ウェブサイトを活用して、デジタルマーケティング手法等によるサイト利用傾向等の分析結果を踏まえた海外への情報発信をするため、訪日外国人旅行者に対して訴求力の高いトピックスの特集記事や魅力的な自然体験アクティビティ等の充実、ウェブサイトの機能性の向上を促進した。
- ⑦ 観光資源の有効活用を目的とし、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会を中心に連携を図り、「ステップアッププログラム 2025」等に基づく取組を引き続き推進した。また、国有林を所管する林野庁との連携事業を実施した。さらに、多言語化の充実やコンテンツの造成等について国定公園に展開を図った。
- ⑧ 2020 年 7 月に供用を開始した新宿御苑併設の国立公園情報発信拠点「National Parks Discovery Center」において、日本の国立公園の魅力を大画面で訴求する映像設備やデジタルを活用した体験型展示、国立公園案内カウンターやギャラリースペースにおける時期に応じた企画展示、物販設備等を活用し、来園者に国立公園の魅力を発信した。特にデジタルを活用した体験型展示では、多言語による案内を拡充させるなど、訪日外国人旅行者向けの情報発信を強化した。
- ⑨ 国立公園の利用拠点において、国・地方公共団体・民間事業者等地域の関係者が連携してインバウンド増加に資する利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画を策定するとともに、同計画に基づき、跡地の民間活用を前提とした廃屋の撤去、インバウンド対応機能向上、地域文化が体感できるまちなみ改善、滞在環境改善等を同時一体的に実施した。これにより、引き続き利用拠点の上質化を図り、訪日外国人旅行者の滞在体験の満足度向上を図った。
- ⑩ 国立公園を訪れる訪日外国人旅行者に対し、デジタル展示による情報提供を強化することにより、日本の自然の魅力をわかりやすく伝え、より深い自然体験の機会を提供した。2025 年度は、新たに上信越高原国立公園のビジターセンター等の 2 か所にデジタル技術を活用した展示施設を導入した。
- ⑪ 国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、「国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業」¹⁸を実施している十和田八幡平国立公園（十和田湖地域）、中部山岳国立公園（南部地域）、大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）、やんばる国立公園の 4 つの国立公園において、引き続き地域の関係者等と連携し、民間提案を取り入れつつ、事業推進体制の構築や利用拠点におけるマスタープランの策定等の取組を進めた。また、山岳地域における質の高いサービス提供のため、山小屋のインバウンドに対応した上質化（内装・外装・設備の改修等）を支援した。

2 国際競争力の高いスノーリゾートの形成

- ① 「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」を通じて、16 地域に対し、DMO 等を中心に地域の関係者が策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」の実現に向けた、スキー場のインフラの整備やアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツ造成、受入環境の整備等の取組を支援した。
- ② JNTO は、日本のパウダースノーへの興味・関心の高い米国・英国・オーストラリア及びスキー人口が急増中の中国において、スノーアクティビティ及びウィンタースポーツに関するプロモーションを実施した。具体的には、米国・英国のスキー商談会への出展及びスノーページの更新を行ったほか、中国市場において OTA¹⁹ やデジタルメディアを活用した情報発信、現地旅行会社への情報提供を実施した。また、オーストラリアでは 2025 年 5 月に一般消費者向け旅行博に地方公共団体等とともに出展し、各地のスノーリゾートに関する情報発信を行った。

3 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

- ① 2025 年度までに取組展開地域を 300 地域、面的展開地域を 50 地域にすることを目指し、歴史的資源

¹⁸ 環境省「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」（2023 年 6 月公表）に基づき、有識者等を含む専門委員会の意見も踏まえつつ、将来的な他地域への展開も見据え、環境省が 2023 年 8 月に選定。

¹⁹ Online Travel Agent の略。インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

を活用した観光まちづくりに係る事業計画の策定、地域経営体制の構築等のモデル実証を 18 地域で行ったほか、城や社寺、古民家等の歴史的建築物の観光施設等への改修等を行う 26 事業を支援した。その結果、同年度末時点で、取組展開地域として計 298 地域、面的展開地域として計 59 地域を認定した。

- ② 歴史的資源の観光活用を検討している地方公共団体等に対し、歴史的資源を活用した観光まちづくりに関する情報発信等を行った。歴史的資源を活用した観光まちづくりの実施状況の調査等を行い、新規取組地域の掘り起こし、既存取組地域へのフォローアップを実施した。
- ③ 観光分野での地域おこし協力隊の活用事例について、ウェブサイト等に掲載するとともに、地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修等を計 22 回開催し周知した。
- ④ 空き家、空き店舗、公的不動産（PRE）等の遊休不動産の活用促進のため、宅建事業者等に不動産証券化²⁰等の周知を図るために石川県金沢市及び熊本県熊本市でセミナーを開催した上で、各事業者と専門家等の関係を構築するネットワーク会議を開催し、地方における不動産投資の普及促進を図った。
- ⑤ 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」の支援件数を大幅に拡大（2024 年：82 件→2025 年：108 件）し、「ローカルスタートアップ支援制度」を通じて、古民家等を活用した事業の立ち上げを支援した。
- ⑥ 開発許可制度における地域の実情に応じた既存建築物の用途変更の弾力化に係る技術的助言やその活用事例について、国や地方公共団体が参画する担当者会議等の場やウェブサイト等において周知した。

4 文化観光の推進

(1) 博物館・美術館等の文化施設の充実

- ① 文化資源の磨き上げ、多言語化・Wi-Fi・キャッシュレス環境整備等の利便性向上、国内外への宣伝、学芸員等の専門人材の確保等の取組を引き続き支援した。また、観光資源としても極めて有効な文化財について、デジタル技術等を活用した多言語解説の整備に対する補助を行った。これらの取組を通じて、訪日外国人旅行者が文化財への理解を深め、満足度を向上できるような環境整備を引き続き着実に進める。さらに、国立博物館等において、外国人目線に立った多言語対応やオンラインチケット販売経路拡大等のインバウンド誘客に資する環境整備等の充実に取り組むとともに、インバウンド誘客に関する成果の共有に努めた。加えて、キャッシュレス環境の整備等にも取り組んだ。
- ② 多様な来館者が国立博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力にアクセスできるよう、障害者、子供、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援や、ハンズオン、参加・体験型プログラム、オンライン配信を活用した講座やワークショップ等の教育普及事業に取り組んだ。とりわけ、国立美術館では、合理的配慮と情報保障について国内の美術館の事例から学び、実践するためのミュージアム・アクセシビリティ講座を開設した。また、国立博物館等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定による快適な鑑賞環境の充実や、SNS 等を活用した国内外への積極的な情報発信等を行った。さらに、文化資源の魅力発信及び地方創生・観光振興に寄与することを目的として、国立博物館・美術館において、各地のミュージアムに対する収蔵品の積極的な貸与に加え、文化財の保存環境の改善や文化財保存活用施設の新築等に関する助言・協力に取り組んだ。加えて、博物館等に来訪できない人も含め、場所や時間にとらわれず文化財や美術品の魅力に触れることができるよう、文化財等情報資源のデジタル化やデータベースの充実等に取り組んだ。
- ③ 我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援を通じて、子供、障害者、訪日外国人旅行者等が実演芸術に気軽に触れることができるよう、バリアフリー・多言語対応における支援やバリアフリー対応施設に対する税制優遇措置の拡充・延長等を実施し、環境整備の充実を図った。
- ④ 国や国立博物館等有する地域ゆかりの文化資産を活用し、訪日外国人旅行者にもわかりやすく、地域の歴史・文化等を魅力的に発信する各地域の博物館等の取組を 2025 年度は 23 件採択し、訪日外国人旅行者の地方への誘客や満足度の向上等を図った。

(2) 文化観光拠点等の整備

- ① 文化についての理解を深めることを目的とする観光を推進するとともに、国内外の旅行者がストレスフリーで快適に旅行を満喫できる環境を整備するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和 2 年法律第 18 号）に基づき新たに 6 件の計画を認定し、認定地域等において、認定計画に基づく多言語対応、Wi-Fi・キャッシュレス環境整備、バリアフリー化等の文化観光拠点施設の機能強化に資する取組を支援した。
- ② 文化資源を中核とする観光拠点・地域を整備するため、文化観光拠点・地域の整備の促進、日本遺産

²⁰ 不動産の証券化という特別の目的のために設立された法人等が、不動産が生み出す賃料収入等の収益を裏付資産として証券を発行し、投資家から資金を調達する手法。

等²¹の文化資源の魅力向上や発信強化を行った。また、地域における文化財の総合的な保存・活用の取組を支援した。

- ③ 文化資源の磨き上げや受入環境の整備といった文化観光の推進に関する好事例を収集・分析し、関係者に広く周知した。

(3) 文化財の観光資源としての魅力の向上

- ① 日本遺産全体の質の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、構成文化財の解説作成や多言語化、建造物や美術工芸品等を健全で美しい状態に回復するための工事等を支援するなど、日本遺産認定地域の文化資源の磨き上げを促進するために支援した。
- ② 博物館に勤務する学芸員等の職員に対し「ミュージアム・トップマネジメント研修(管理職向け)」「文化をつなぐミュージアム研修(初任者向け)」「ミュージアム・パブリックリレーションズ研修(事務職、学芸員向け)」の3研修(文化庁主催)を実施した。また、国立文化施設においても、学芸員等を対象とした研修・講座を開催した。国立文化財機構では博物館・美術館等保存担当学芸員研修(基礎コース・上級コース)等を実施し、国立科学博物館では学芸員専門研修アドバンスト・コース及びオンライン学芸員専門研修等を実施、国立美術館ではキュレーター研修や全国の教員、学芸員及び指導主事を対象に美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修を実施した。

(4) 文化財の保存・継承

- ① 国宝・重要文化財(建造物、美術工芸品)、史跡名勝天然記念物について、魅力的な活用の前提となる適切な保存修理や防火・耐震対策等の強靱化を推進した。また、修理現場の公開を実施するとともに、解説設備の設置、バリアフリー化、来訪者の便益施設の充実等を図る整備を実施した。さらに、文化財の保存・活用における多様な資金調達を促進するためのハンドブックを改訂した。
- ② 地域の宝である文化財について、官民連携により新たな価値を創出し、持続可能な活用を推進した。具体的には、文化財を活用した高付加価値コンテンツの造成、文化財建造物のリノベーション、多言語対応等、インバウンド向けの滞在環境整備を進めた。あわせて、文化財活用に関する相談窓口の設置や、所有者の意識醸成・活用促進を目的としたイベントを実施し、次年度以降も継続的に取り組むこととしている。
- ③ 「文化財保存活用地域計画」等の作成及び計画に基づく事業の推進を支援することで、地域の多様な豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組や観光拠点の整備を促進し、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化した。

- ④ 【再掲】第Ⅱ部第1章第7節6

(5) 世界遺産の推薦及び保存・活用

- ① 現在、我が国では、「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」、「屋久島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の5地域が条約に基づき自然遺産として世界遺産一覧表に記載されている。これらの地域において、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、遺産価値を維持するための保全管理の充実に取り組んだ。また、各遺産地域に持続可能な観光利用を推進するための拠点施設を整備するとともに、世界遺産委員会からも要請された観光による影響の低減に取り組むなど、地域の持続可能な観光振興にも寄与する取組を引き続き関係機関と連携して進めた。
- ② 2025年1月末にユネスコに正式版推薦書を提出した「飛鳥・藤原の宮都」について、2026年の世界遺産委員会における登録可否の審議に向けて必要な準備や対応を進めた。また、登録された文化遺産については、観光旅行者の急増に対応した適切な保存の取組だけでなく、世界遺産のブランド力等を活用した地域活性化の取組に対しても支援した。

(6) アイヌ文化の魅力の発信

アイヌ文化の復興・創造等の拠点である民族共生象徴空間(ウポポイ)について、博物館内の展示の改善、開業5周年特別イベント等の実施等に取り組み、関係機関と連携しながら、ウポポイの充実強化を図った。また、大阪・関西万博での情報発信等の施策を、関係省庁が一体となって総合的に実施した。

(7) ナショナル・トラスト活動等の民間取組の推進

国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するナショナル・トラスト活動について、公開や利用に力点を置いた活動を奨励した。また、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づく文化財保存活用支援団体の指定を促し、民間団体による地域の文化財の保存・活用のための取組を推進した。さらに、自然環境に係るナショナル・トラスト活動の一層の促進に関連

²¹ 地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域活性化・観光振興を図るもの。

する情報の発信や、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」（平成26年法律第85号）の運用を図った。

5 スポーツツーリズムの推進

- ① スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション²²の質的な向上（経営の安定化や運営を担う人材の育成・確保等）に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等を9件支援するとともに、人材育成サポートとして研修講座を7回実施したほか、人材確保に向けたマッチングを促進した。
- ② スポーツコンプレックス²³のコンセプトや好事例等を調査するとともに、概念の整理・分類化を実施した。また、スタジアム・アリーナを核にまちづくりとの連携を目指す基本構想・基本計画を策定する団体を3件、スポーツコンプレックスの実現・発展に資するまちづくりと連携した取組等を実施する団体を3件支援した。
- ③ スポーツと地域が有する自然や文化・芸術等の様々な資源が融合した観光を楽しむスポーツツーリズムについて、ニーズに沿った効果的なスポーツツーリズムコンテンツとして5件の創出を支援するとともに、DXを活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進めた。
- ④ 東京2025デフリンピック大会・東京2025世界陸上において、円滑な開催に向けての必要な支援・協力を行った。また、今後開催される第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会やワールドマスターズゲームズ2027関西等についても、広報等に係る支援・協力を行った。
- ⑤ スポーツ観戦に高い付加価値を提供するスポーツホスピタリティの推進に向け、2024年度に作成したガイドブックを活用したワークショップ、好事例の創出に向けた専門家派遣による実務指導を実施し、普及事業に取り組んだ。また、国内における事例調査やスポーツイベント以外での既存スポーツ施設の高付加価値化に向けた調査・検討を行った。

6 農泊の推進

(1) 滞在型農山漁村の確立・形成

- ① 農山漁村の所得向上と関係人口²⁴の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援しており、2025年度に調査した結果、2024年度の農泊地域での年間延べ宿泊者数は868万人泊となった。また、「農泊インバウンド受入促進重点地域」を対象にした地域の滞在プランコンテストの実施、OTAのウェブサイトにおける農泊特設ページによる情報発信や、ツーリズムEXPOジャパン等への出展等、国内外へのプロモーションを戦略的に実施した。さらに、経営能力を高度化するためのテーマ別セミナーや、実践指導セミナー及び個別相談会を実施した。
- ② 多様な地域の食とそれを支える農林水産業や特徴のある景観、伝統文化等の魅力を通じて訪日外国人旅行者を誘客する地域等を、農林水産大臣が「SAVOR JAPAN」²⁵に認定し、官民が連携して農山漁村の魅力在海外に一体的に発信した。また、認定地域のテーマ共通性を生かした横串連携等の推進や、関係者の知識習得と地域間のネットワーク化を目的とした研修会・情報交換会等を開催した。さらに、JNTO等と連携した情報発信に取り組み、訪日外国人旅行者の誘客の強化を図った。なお、2025年12月に3地域（山梨県笛吹市、兵庫県宝塚市、奈良県明日香村）を「SAVOR JAPAN」認定地域として追加し、計46地域となった。

(2) 農山漁村の地域資源の活用支援

- ① 「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村が潜在的に有する地域資源を引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として30地区選定した。また、選定証授与式や交流会等の開催及び特設サイト・SNSを活用した全国への発信等、農山漁村の地域住民の意欲及び機運向上につながる取組を推進するとともに優良事例の普遍化を図った。
- ② 2025年6月に大阪・関西万博の農林水産省展示にて、多くの来場者に農業遺産、世界かんがい施設遺産等の魅力を発信した。また、同年10月に世界かんがい施設遺産の研修会を開催し、地域活性化の取組事例等を周知した。さらに、同年11月に農業遺産シンポジウムを開催し、農業遺産地域と民間企業の

²² スポーツと自然・文化等の地域資源を掛け合わせ戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につなげる取組を推進する、地方公共団体やスポーツ団体、民間企業等が一体となったネットワーク組織のこと。

²³ 地域外との交流拡大にも資するよう、まちづくりとしてスタジアム・アリーナとほかの施設やインフラ等を総合的・複合的に整備・活用する考え方。

²⁴ 移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な関わりを持つ人々。

²⁵ 多様な地域の食とそれを支える農林水産業、伝統文化等の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する地域の取組を農林水産大臣が認定し、官民が連携して農山漁村の魅力在海外に一体的に発信する取組のこと。SAVORとは、「味わう、楽しむ」という意味の英単語。

連携による観光振興の取組事例を発信した。

- ③ 農泊等と連携した農村地域でのジビエの利用拡大を図るため、捕獲鳥獣の搬入体制の強化や加工品製造設備の導入、情報発信・需要開拓、ジビエを取り入れた食事メニューや商品の開発等を支援した。また、ジビエ料理等を含むモデルコースを活用したモニターツアーの実施等に官民が連携して取り組み、ジビエの観光資源化の促進を図った。

7 地方誘客に資する各種のコンテンツ整備

(1) 地域に根差した観光資源の磨き上げの推進

将来にわたって持続的に地方誘客が促進されるよう、地域資源を活用した観光コンテンツの開発や適切な販路開拓、情報発信に関して総合的に支援する「地域観光魅力向上事業」において、551件を支援した。

(2) コンテンツ連携による広域的な周遊観光の促進

「ストーリーで繋ぐ地域のコンテンツの連携促進（ロングストーリー造成）事業」により、旅全体を通じて一貫したストーリーを有する長期滞在ツアー（ロングストーリーツアー）の造成を6件実施するとともに、ロングストーリーツアーの実現に係る手引きとガイド（Experience Manager）向け教材を作成し、観光関連事業者等に横展開した。

(3) 医療や健康増進と連携した観光の推進

観光庁は厚生労働省と連携し、地域の医療と観光資源を組み合わせた滞在プラン造成や受入体制構築等を行う3地域でモデル実証を行った。また、医療ツーリズムの理解促進に関するワークショップの開催や、観光から医療まで一貫して通訳できる人材を育成するための医療通訳講座に取り組んだ。

(4) サイクルツーリズムの推進

- ① サイクルツーリズムの推進に向けて、サイクリング環境の整備に関する国内外の好事例の収集を行うほか、ナショナルサイクルートの更なる磨き上げや2件のイベント出展等の国内外への情報発信、新たなルートの検討を行った。
- ② 訪日外国人旅行者の来訪促進及び観光地の魅力増進のため、移動そのものを楽しむ観光列車の魅力をも JNTO ポータルサイトにおいて海外に情報発信するほか、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレインの普及を推進した。

(5) インフラツーリズムの推進

ダム、橋、港、砂防、歴史的な施設等、世界に誇る土木技術等を周辺自然環境と併せて観光資源として活用し、地域振興を図るインフラツーリズムを推進するため、地域とインフラ管理者が連携した面的な誘客につながる事業内容、広報戦略の検討を実施した。

(6) 離島地域等における観光振興

- ① 離島の振興を図るため、離島の二地域居住や定住促進につながる取組、情報発信、関係人口創出、企業誘致の取組等を離島活性化交付金により支援した。また、半島地域では、地域の特性を生かしながら、地方公共団体や NPO 等の多様な主体が連携して広域的に実施する交流促進、産業振興等の取組を支援するとともに、地域資源を活用した半島地域への誘客を促進するプロモーションの実施、半島製品の認知度向上と販売促進等を図るための官民連携体制構築に係る調査を実施した。
- ② 観光資源としての魅力を有するフェリー、旅客船、遊覧船等が、訪日外国人旅行者に幅広く活用され、船旅の更なる魅力向上や地域経済効果の最大化に資する取組を行う民間事業者等を支援した。
- ③ クルーズ船受入れのため石垣港において旅客船ターミナル等の整備を図った。また、「沖縄振興特別推進交付金」による、「外国人観光客受入体制強化事業」、「沖縄観光コンテンツ開発支援事業」等を実施したほか、観光地域づくりの司令塔となる地域連携 DMO 設立の動きに合わせ、「沖縄北部連携促進特別振興事業」により、クルーズ船客の動向を把握・分析する「本部港クルーズ船受入体制構築・支援事業」や、観光周遊ルートを策定する「北部地域観光周遊計画策定事業」等を実施した。さらに、沖縄観光の課題を踏まえ、「魅せる沿道景観」の整備を推進した。
- ④ 滞在型観光を促進するため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を通じて、1県及び19市町村に対し、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される滞在型プランの造成や企画乗船券・航空券又は旅行商品の企画、開発、普及等により観光産業を支援した。分散型ホテル、インバウンド誘客促進、長期滞在型商品の推進を含む多様な取組を支援することで、一部地域では、前年を上回る集客につながった。
- ⑤ 北方領土隣接地域において、地域の資源・特性を生かした体験型・滞在型観光及び広域観光の推進、交流・関係人口の創出・拡大に向けた観光施設の改修事業を支援した。また、北方領土に関する情報を SNS で発信したほか、同地域への修学旅行誘致促進のため、北方領土教育を取り入れた学習プログラムに係る経費等の補助等を実施した。さらに、北方領土に関する効果的な啓発の在り方を検討するため、

北方領土隣接地域における地域一体となった啓発促進策についての調査研究を行った。

- ⑥ 北方領土隣接地域の観光に関する事業者へのアンケート等を実施し、民泊等宿泊施設等の人手不足による客室稼働率の低下等の課題を抽出した。また、地域の関係団体との協議や勉強会の場を設けて、課題の共有を図るとともに、その解決方策について検討した。さらに、抽出した課題の解決方策として、宿泊事業者等のネットワーク等の効果的な導入支援策等について整理した。

(7) 旅客航路の観光利用促進

「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」及び「簡易作成ツール」を用い、多数の関係者間における航路情報の共有を図るため、フェリー・旅客船事業者と経路検索事業者によるデータ整備を支援・推進した。

(8) 観光コンテンツ事業者の収益性改善

観光コンテンツ事業者の空白地域を含む全国において、持続的な観光コンテンツの供給につなげるべく、専門家による伴走支援の下、現状分析を行った上で、インバウンド向け商流に応じた戦略を策定し、持続的に観光コンテンツの供給が可能な経営モデルの構築を図るモデル実証を6件行った。

第4節 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進

一人当たり旅行支出（消費単価）の高い高付加価値旅行者の誘致促進に取り組む14のモデル観光地に対して、各地域のマスタープランに基づく、コンテンツの創出、宿泊施設や移動環境の検証、ガイド体制等の受入環境整備等の取組を支援するとともに、JNTOと連携し、海外セールス・情報発信の強化等に取り組んだ。

第5節 戦略的な訪日プロモーションの実施

1 我が国の観光の魅力の戦略的な発信

(1) オールジャパンによる訪日プロモーションの実施

JNTOは、訪日マーケティング戦略に基づき、各市場のターゲットに向けた多言語によるSNS発信等デジタルマーケティング等も活用して、きめ細かなプロモーションを実施した。また、モンゴル、ブラジル等のJNTO現地事務所が無い市場においても、在外公館等の現地関係機関と連携したプロモーションを行った。さらに、2025年11月に「2025年日韓国交正常化60周年を契機とした訪日プロモーション事業」の一環として、日韓国交正常化60周年記念イベントを開催し、在大韓民国日本国大使館、農林水産省及び日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）と連携し、日本食の試食提供やシェフによるパフォーマンス等を行った。

(2) 新規訪日層の開拓

JNTOは、2025年度が万博開催年であったことを踏まえ、「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認識していない層」へ向けて、万博と日本各地の観光魅力を組み合わせた動画・静止画広告を万博開幕期に合わせて集中的に発信し、新たな訪日需要の創出を図った。また、2026年度以降の広告展開に向けて欧米豪・中東市場を中心に存在する「訪日したことがなく、今後の旅行先の候補の一つとして日本を捉えている層」を対象に、訪日意欲を高め、予約行動につなげていく目的で、多面的な訪日の魅力を伝え、具体的な旅行イメージの想起を促す広告の準備を進めた。

(3) アジアのリピーター層の再訪日意欲喚起

アジア10市場（中国、韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン及びベトナム）の訪日ライトリピーター（訪日2～5回）を対象に、オンライン旅行会社（OTA）3社と連携して地方誘客を強化するための販売促進施策を行ったほか、台湾、タイ、マレーシア及びフィリピンの4市場のインフルエンサーを招請して体験型コンテンツや食等の地方の魅力を発信した。

(4) 地域の魅力の海外発信

海外を含めたクリエイティブな人材や民間投資を惹きつけるため、日本の都市の魅力を発信するシティプロモーション等の取組に係る経費への一部補助を行った。

2 大規模イベントを活用した情報発信

(1) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機とした対外発信

- ① 国内の主要空港における万博装飾の実施や国内外のメディアを通じた情報発信を行った。また、JNTO等と連携した訪日プロモーションや協会公式観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」では、動画や記事による各地域の魅力やイベントの情報発信とともに、約960件の万博のテーマに沿った観光商品を掲載、販売を多言語で展開するなど、万博を契機とした地方誘客を推進した。
- ② 2025年度について、全国で交付している図柄ナンバープレートのうち全国版は約42万件、大阪・関西万博特別仕様（2025年12月交付終了）は約5万件、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧

会) 特別仕様 (2025 年 7 月交付開始) は約 4 万件の申込がなされた。大阪・関西万博及び GREEN×EXPO 2027 (2027 年国際園芸博覧会) を記念した特別仕様については、走る広告塔として各行事の機運醸成に寄与した。また、地域限定で交付している地方版の図柄ナンバープレートは、2025 年 5 月より新たに 5 地域での交付を開始し、全 78 地域で約 21 万件の申込がなされた。走る広告塔として各地域の魅力を発信するとともに申込に併せて募集した寄付金は、22 地域の地域・観光振興等に活用された。

(2) GREEN×EXPO 2027 (2027 年国際園芸博覧会) に向けた対外発信

GREEN×EXPO 2027 (2027 年国際園芸博覧会) の開催に向け、各国への参加招請活動及び第 9 回 アフリカ開発会議 (TICAD 9) や国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議 (COP30) 等の国際会議や、開幕 500 日前イベント等の機会を通じて、同博覧会のテーマに関連する花・緑・食・農等の魅力を発信した。

3 各分野と連携した情報発信

(1) 大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーション等の推進

- ① 在外公館等において運用している SNS アカウントで写真素材を活用して、観光促進を含む広報を積極的に実施し、任国の嗜好・トレンドを踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信し、日本への関心・理解の促進を図った。
- ② ジャパン・ハウス 3 拠点 (サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルス) で、地域の魅力を発信する様々なインバウンド関連事業を実施した。サンパウロでは大阪・関西万博の取組を紹介した展示、滋賀県の地酒、沖縄県の音楽、和食を紹介するイベントや秋田県の竿燈まつりにちなんだ竿燈のパフォーマンス等を実施した。また、ロンドンでは JNTO ロンドン事務所との協力事業「Spotlight on Local Japan」を通じて、宮城県、兵庫県、東京都青梅市の産業、文化を紹介する各種イベントを実施したほか、山梨県、関西地方、鹿児島県に関する小規模の展示を行った。さらに、ロサンゼルスではハリウッドでレッドカーペットドレスを手掛ける著名なファッションデザイナーと大手日系航空会社とのコラボレーションを通じて「ファッション × 旅 × 日本の伝統工芸」をテーマとした訪日促進イベントを実施し、東京都、香川県、徳島県を巡りながら墨流し、金継ぎ、糊染め、藍染め等の日本の魅力を紹介した。加えて、各地域 (沖縄県、宮崎県、大分県、能登半島、富山県、長野県、岩手県、東北地方一帯等) の魅力をアピールするイベント等も幅広く実施した。また、併設されているレストランやショップでの銘品・名産品の販売も含め、3 拠点それぞれにおいて能登復興支援を目的とした事業も実施した。
- ③ 2025 年 11 月、外務省と福井県、島根県益田市、島根県浜田市及び長野県軽井沢町との共催で、駐日外交団等に対して各地方の施策、地場産品、観光情報等を紹介するセミナーを都内で実施し、約 90 人が参加した。また、外務省と地方公共団体との共催で実施する駐日外交団による地方視察ツアーについて、徳島県・兵庫県・京都府 (2025 年 7 月)、長崎県松浦市 (同年 9 月)、岡山県備前市・瀬戸内市 (同年 10 月)、沖縄県 (2026 年 1 月)、及び東京都墨田区 (同年 2 月) で計 5 件実施し、参加外交団は各地方が誇る豊かな自然や文化施設、産業施設等を視察した。
- ④ 2025 年 10 月、外務大臣と富山県知事の共催で、また、2026 年 1 月、外務大臣と福島県知事の共催で、外務省飯倉公館において、駐日外交団等を対象としたレセプションを実施した。同レセプションにはそれぞれ約 170 人、約 160 人が参加し、各県が誇る食をはじめとする特産品、観光情報、産業、伝統工芸、伝統芸能等多様な魅力を国内外に発信した。

(2) クールジャパンの海外展開

- ① JETRO において、異業種連携による地域資源を活用した地域産品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、引き続き地域産品の海外展開を通じた産地のアピールを行った。また、海外での地域産品の認知度を高めるため、これらの魅力が一層伝わるよう、海外バイヤー等の招へい等を通じて、地域産品の魅力に触れる機会を提供した。
- ② 伝統的工芸品の産地の風景や工房で職人が制作する様子を撮影した動画を英語字幕付きで 6 本作成し、YouTube や展示会等で配信すること等を通じて引き続き産地を PR し、伝統的工芸品の需要と産地の更なる活性化につなげた。
- ③ 【再掲】第 II 部第 1 章第 3 節 6
- ④ 【再掲】第 II 部第 1 章第 9 節 ②
- ⑤ 株式会社海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構) の出資を通じて、地域の観光資源等を生かしてインバウンド需要を喚起する事業を引き続き支援した。
- ⑥ 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成 19 年法律第 40 号) に基づき、観光資源を生かして地域経済を牽引する事業についても、地域未来投資促進税制等により設備投資等を後押しした。

(3) 日本文化に関する情報の総合発信

- ① スポーツ庁、文化庁及び観光庁は、スポーツや文化芸術資源の融合により、新たな地域ブランドや日本ブランドを創出し、観光振興・地域振興を推進することを目的として連携し、「スポーツ文化ツーリズム」を推進した。その取組の一環として、先進的な取組等を発掘し、今後の観光の活性化を図るため、「スポーツ文化ツーリズムアワード 2025」を実施した。
- ② 【再掲】第Ⅱ部第2章第2節2(5)①
- ③ 在外公館及び国際交流基金(JF)は、多様なジャンルの公演や展覧会、映画祭等の対面開催を通じて、日本文化に触れる機会を提供した。また、JFは、全世界を対象に多言語字幕付きで日本の映像作品を常時配信し、日本ファン拡大を目指すプラットフォーム「JFF Theater」で、引き続き映画等を通じた日本の魅力発信を試みたほか、日本の優れた舞台作品を発信する「STAGE BEYOND BORDERS - Selection of Japanese Performances-」等、全世界向けの既存のオンラインによる取組も、コンテンツを更新・充実させながら継続した。さらに、JNTO及びJFは、両機関の本部及び海外拠点において、今後の更なる連携促進について協議するとともに、双方のコンテンツやネットワークを活用し、広報協力、共同イベントの開催や訪日プロモーション等、連携して様々な事業を実施した。具体的には、JNTOの本部及び海外事務所のFacebookにて、前述の「JFF Theater」の日本の地方文化をテーマにした特集配信企画を紹介し、JF単体では届かない潜在的な関心層に向けて日本の映像作品の魅力を発信した。加えて、海外における連携としては、JFがパリ日本文化会館の施設を観光関連の事業に提供し、日仏間の観光交流の拡大を目的とした「日本の旅と食の魅力 2026」(共催：JF パリ日本文化会館、JNTO、JETRO)等が開催された。また、JFケルン日本文化会館とJNTOフランクフルト事務所が連携し、JFケルン日本文化会館主催の夏祭りや「万博×観光」セミナーにて観光情報の発信等を行った。さらに、日本語教材のサンプルや観光パンフレット等の双方の制作物の相互配布や、SNSでの情報発信等を実施した。加えて、JF主催の日本映画祭や文化事業、日本語関連の各種コンテスト等で訪日旅行関連のパンフレットを配布するなど、積極的な広報連携にも努めた。

(4) 日本食・日本食材等の海外への情報発信

- ① 訪日旅行経験者等への日本食・食文化の魅力発信及び、青森、長野、和歌山の3県で訪日外国人旅行者向け「食」体験イベントを実施した。また、日本産農林水産物・食品を購入できるよう海外で日本産食材を積極的に使用する飲食・小売店を「日本産食材サポーター店」として認定する取組を推進した。
- ② 国内外商談会、海外見本市等を通じた海外バイヤーとのビジネスマッチングの機会を創出するとともに、営業型サンプル提案、専門家による伴走支援等を活用した商談機会創出の取組も継続した。

(5) 国際放送による情報発信の強化

「放送法」(昭和25年法律第132号)に基づき、NHKにテレビ国際放送の実施を要請し、NHKにおいてテレビ国際放送と一体として放送を実施した。2026年1月時点で約160の国・地域で約4.6億世帯が視聴可能となった。また、NHKにおいて、利便性の向上及び視聴機会拡大に向けたインターネット配信の強化等の取組を推進した。

(6) 外国報道関係者の招へい等を通じた対外発信

外国メディア関係者招へい10件及び在京外国メディア向けプレスツアー3件を実施し、地方を含めた日本の魅力発信を引き続き支援した。

(7) 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供

- ① 公益社団法人日本観光振興協会では、2025年3月に全国観光ポータルサイト「JAPAN 47 GO」英語版をリリースした。同サイトでは、手動翻訳とAI翻訳を駆使し、訪日外国人旅行者に対して、地域のイベント情報をはじめ、自然・歴史資源・観光施設等のスポット情報と体験型観光情報等の地域商品情報を発信した。
- ② 全国各地の文化財とその地域の魅力について、外国人目線でウェブサイトのを洗練・拡充し、歴史や伝統、文化芸術への関心が高い層をターゲットとするリーチ施策を実施した。

第6節 MICEの推進

1 新型コロナウイルス感染症による変化を踏まえたMICE誘致・開催の意義の発信

新型コロナウイルス感染症の影響を経て、外部環境が大きく変化したことを踏まえ、MICE²⁶開催による総消費額及び経済波及効果を測定する「MICE簡易測定モデル」の改訂を行った。また、過年度のMICE総消費額の算出を行った。

²⁶ 企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

2 政府一体となった MICE 誘致・開催

「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」(令和5年5月30日観光立国推進閣僚会議決定)や大阪・関西万博の開催を踏まえ、政府として各種国際会議等を開催した。また、文部科学省や経済産業省等の関係省庁と連携し招請レターを発出し、政府一体となった MICE の誘致・開催を支援した。

3 MICE 開催地としての地域の魅力向上・発信

MICE 開催地としての各地域の魅力向上に向け、コンベンションビューロー²⁷と会議主催者等の連携によるユニークベニューの活用支援や、インセンティブ旅行向けの新規のユニークベニューの活用支援を、12件実施し、既存施設の活用事例の蓄積及び新規施設の掘り起こしによる誘致力強化を図った。

4 日本政府観光局 (JNTO) 等による MICE 誘致活動の強化

- ① JNTO において、2025年8月から2026年1月にかけて、バンコク、ソウル、上海、台北、シンガポール、クアラルンプール、ジャカルタ及びマニラの8都市において、現地のインセンティブ旅行を取り扱う有力な旅行会社等と日本側コンベンションビューロー、ホテル等を集めたインセンティブ商談会を開催した。また、オーストラリア、カナダ、英国、ドイツ、イタリア、スペイン、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、シンガポール、韓国及びタイからインセンティブ旅行を取り扱う旅行会社のキーパーソンを招請し、愛知県、岐阜県、静岡県、埼玉県、栃木県、茨城県等での視察を実施した。
- ② JNTO において、オンライン広告やウェブサイト、SNS 等を活用し、日本のサステナビリティの取組や日本で開催された国際会議のケーススタディ、大阪・関西万博関連情報等を継続的に発信した。
- ③ 国際 PCO²⁸ 協会 (IAPCO) とのデスティネーションパートナーシップを継続するとともに、IAPCO の機関誌を活用して有力な PCO への情報発信を行った。また、国内業界関係者向けの人材育成セミナーでは、IAPCO より講師を招き、最新トレンドや効果的なプレゼンテーションに係る英語のワークショップを行った。さらに、IAPCO 及び国際会議協会 (ICCA) の総会に参加し、業界関係者とのネットワークの構築を図るとともに、最新の市場動向の把握等の情報収集を行った。
- ④ JNTO において、データ連携システムを活用し、オンライン及びオフラインのマーケティング活動により収集・蓄積した国際会議やインセンティブ旅行に係る各種データを組織内に適時共有するとともに、ウェブサイトとの連携を行い、新たな国際会議やインセンティブ旅行のセールス情報の獲得等、MICE 誘致力の強化を図った。
- ⑤ MICE の誘致・開催に積極的だがそのノウハウが不足している三つの地方都市に対し、コンサルタントによるトレーニングプログラムを実施するとともに、全国の都市を対象に国際会議の誘致力強化に資するセミナーを実施した。また、7都市のコンベンションビューローに対し、海外 MICE イベントへの出展支援等を実施し、我が国の MICE 開催件数の更なる増加を図った。

5 MICE 誘致の国際競争力の向上のための基盤整備

- ① JNTO において、JNTO 及びコンベンションビューローの支援スキームの情報発信を行うとともに、日本学術会議や東京大学、広島大学等をはじめとする大学や関連団体との連携を積極的に行い、拠点大学・研究機関等の潜在的な国際会議主催者及び学会・協会事務局との連携を強化することにより、国際会議誘致件数の拡大を図った。
- ② 日本学術会議において、学術研究団体と国際会議を7件共同主催したほか、JNTO との連携事業の一環として JNTO が主催する国際会議主催者セミナーにおいて講演を行うなど、学術研究に関する重要な国際会議の招致・開催に向けた取組を行った。
- ③ JNTO において、体系的な人材育成プログラム (基礎・上級) の内容の充実を図り、外部有識者を活用して e-learning 形式のセミナーを実施したほか、国際会議誘致・開催におけるサステナビリティの取組や AI の活用等の最新トレンドに係るワークショップを開催し、国際的なネットワーク構築等に対応する専門人材の育成に取り組んだ。
- ④ MICE 施設への PFI²⁹ コンセッション方式導入を促進するため、三つの地方都市に専門家を派遣し同方式導入に向けた課題の調査を実施した。また、MICE 施設運営に関わる民間サウンディングを容易にするプラットフォームを改定した。
- ⑤ 国際会議のハイブリッド開催やサステナビリティ等、MICE 開催ニーズの変化への対応力向上を目的として、九つの MICE 施設における無線 LAN 等の整備支援を実施し、我が国の各都市の MICE 誘致の国際競争力の強化を図った。
- ⑥ コンベンションビューローと大学等の連携による、国内主催者の国際会議開催意欲向上や誘致力強化

²⁷ 国際会議をはじめとした MICE の誘致を支援する組織のこと。

²⁸ Professional Congress Organizer の略。会議運営サービス会社のこと。

²⁹ Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

に資する取組、若手研究者による国際会議開催支援を、19件実施した。また、大学研究者や URA³⁰へのアンケート調査等を実施し、国際会議誘致・開催における課題の把握を行った。

6 国際仲裁の活用による訪日促進

国際商取引の紛争解決拠点としての我が国の魅力を広報するため、2025年11月に、我が国において、官民の関係機関が連携して日本国際仲裁ウィーク（Japan International Arbitration Week）を開催し、1週間にわたる様々なイベントに全世界から仲裁実務家や企業関係者等が参加した。

第7節 IR整備の推進

統合型リゾート（IR）については、「特定複合観光施設区域整備法」（平成30年法律第80号）に基づき、2023年4月に認定した大阪の区域整備計画について、2025年8月に実施状況の評価を行った。また、各地方公共団体におけるIR整備の検討状況を踏まえ、申請期間を定める政令を改正し、新たに「2027年5月6日から同年11月5日まで」を区域整備計画の認定申請期間として追加した。

第8節 インバウンド受入環境の整備

1 交通機関の整備・外国人対応

（1）快適な旅を実現する環境の整備

- ① 新幹線、高規格道路、国内航空等の高速交通ネットワークを活用し、三大都市圏をはじめとする大都市圏と地方、また、地方と地方をつなぎ、快適な旅を実現する環境を整備し、地方への国内外の観光客の流れを創出した。
- ② バスタプロジェクト³¹の全国展開を推進した。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS³²等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設となるよう、検討を進めた。
- ③ 2017年度に英語を併記した規制標識の整備が可能となったことから、これらの道路標識を更新等に併せて順次整備した。2025年度末時点で、約28万2千枚の規制標識「一時停止」に英字が併記されている。
- ④ 移動そのものを楽しむオープントップバス等の導入を促進した。
- ⑤ 観光地の魅力増進のため、移動そのものを楽しむ観光列車の魅力をJNTOポータルサイトにおいて海外に情報発信し、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図った。
- ⑥ JR北海道、JR四国や関係事業者が、北海道では「THE ROYAL EXPRESS」、四国では「伊予灘ものがたり」をはじめとした各種観光列車を運行する取組を実施した。

（2）航空ネットワークの回復と強化

- ① 地方創生や観光立国の実現に不可欠な航空ネットワークの維持・活性化に向けて、需要回復後の成長投資を下支えする観点等から、引き続き航空会社への公租公課の軽減等を実施した。また、持続可能な航空燃料（SAF）の導入や空港の再エネの導入を含む航空の脱炭素化を講じた。
- ② グランドハンドリングや保安検査といった空港業務について、持続可能な空港業務の体制強化に向け、引き続き、各関係者が行う取組のフォローアップを実施するとともに、空港ごとの合同説明会の開催や共用休憩室の整備等の空港業務の人材確保や職場環境改善等に向けた取組を官民一体となって推進した。また、労働力不足により訪日外国人旅行者の利便性が損なわれないように官民が連携して先端技術の活用についての検討・検証を行い、省力化・自動化を推進した。2025年12月には東京国際空港（羽田空港）と成田国際空港において、空港制限区域内における自動運転レベル4（特定条件下における完全自動運転）を実現した。国内空港への導入展開に向けた検討や、共通インフラ及び運用ルールの改良・改善の検討等を進めた。さらに、空港業務の技術開発・実装を進めるべく、各空港業務について、技術開発・実装のロードマップを検討するとともに、手荷物輸送作業の生産性向上に向けた検討を進めた。加えて、旅客の手荷物輸送等の円滑化を図った。また、航空燃料の安定的な供給に向け、2024年7月にとりまとめた行動計画に基づき取組を進めた。
- ③ 東京国際空港（羽田空港）のビジネスジェット専用ゲートについて、2025年10月より国内線旅客も利用可能とし、併せてターミナル周辺の乗機・降機用スポットの運用変更を行い、ビジネスジェットの利用環境の改善を進めた。

（3）国際拠点空港等の整備

- ① 訪日外国人旅行者の受入拡大、我が国の国際競争力の強化の観点から、首都圏空港の発着容量につい

³⁰ 大学等の研究組織において研究開発マネジメントの強化を支える業務に従事する人材のこと。

³¹ 鉄道やバス、タクシー等、多様な交通モードがつながる集約型の公共交通ターミナルを、官民連携で整備するプロジェクト。

³² Mobility as a Service の略。あらゆる乗り物を、ITを用いて結びつけ効率よく便利に移動できるようにするシステムのこと。

て年間約 100 万回への拡大を目指し、必要な取組を進めた。具体的には、東京国際空港（羽田空港）においては、2020 年 3 月に運用を開始した新飛行経路について、引き続き、騒音・落下物対策や地域への丁寧な情報提供を行った。また、空港アクセス鉄道の基盤施設整備、国内線・国際線間の乗り継ぎ利便性向上のための旅客ターミナルの再編・拡充、旧整備場地区の再編整備等を引き続き実施した。成田国際空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、B 滑走路の延伸及び C 滑走路新設等の年間発着容量を 50 万回に拡大する「更なる機能強化」について、取組を進めるとともに、旅客取扱施設や貨物取扱施設、鉄道アクセスの機能強化についても検討を進めた。

- ② グランドハンドリングや保安検査といった空港業務について、持続可能な形で発展するよう、人材確保や処遇改善等に向けた取組を推進した。
- ③ 中部国際空港については、2025 年 4 月から現滑走路の大規模補修時における継続的な空港運用及び完全 24 時間運用の実現等を目的とした代替滑走路の整備に着工した。また、同年 10 月の国内線保安検査場の拡張や 2026 年 3 月の国際線商業エリアの拡張等の第 1 旅客ターミナルの改修事業を推進した。
- ④ 屋久島空港においては、首都圏からの直行便の就航による交流人口の更なる拡大等を図るための「滑走路延長事業」を実施した。また、那覇空港においては、空港の利便性向上を図るための「国際線ターミナル地域再編事業」、新千歳空港においては、航空機や除雪車両の混雑緩和等を図るための誘導路複線化等を実施した。
- ⑤ 空港コンセプションを導入した場合の効果等について関係地方公共団体や地元経済界を対象とした勉強会等において情報発信を行い、空港経営改革の機運醸成に努めた。
- ⑥ 2025 年 3 月に国内管制空域の再編（上下分離）を完了し、2025 年度は、管制空域及び飛行経路の運用を実施した。これにより、航空機が航行する空域の容量を効果的に活用し、前年比 110%の交通量に対応した。
- ⑦ 航空大学校における操縦士の着実な養成、航空業界における女性活躍推進に向けた検討、航空身体検査医の確保に向けた取組の推進、若年層の関心を高める戦略的な広報活動の推進、リソースの有効活用等に資する資格や養成に係る制度の見直し等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた対策を行った。

(4) クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組

- ① 2025 年 7 月、「日本のクルーズ市場の持続的発展に向けた有識者検討会とりまとめ」において、2030 年までに日本のクルーズ人口を 100 万人とするとともに、新規の日本人及び外国人クルーズ旅客数を着実に増加させる目標を設定した。
- ② 2025 年の訪日クルーズ旅客数は前年比約 1.2 倍の 176.7 万人、我が国港湾への総寄港回数は前年比約 1.3 倍の 3,117 回（うち外国クルーズ船 2,352 回、日本クルーズ船 765 回）、外国クルーズ船が寄港する港湾数は前年比約 0.96 倍の 93 港となった（速報値）。
- ③ 新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組やクルーズの安全・安心の確保に向けた今後の在り方等を整理した「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る検討・最終とりまとめ」（2023 年 9 月 11 日）等を踏まえ、重要港湾以上全てとなる 125 港及び地方港湾 4 港の計 129 港において、水際・防災対策連絡会議を実施するなど、日本全体で安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進めた。
- ④ 「国際クルーズ旅客受入機能高度化事業」について、旅客上屋の改修や屋根付き通路の整備等、計 7 事業を採択した。また、上質な寄港地観光造成に向けた意見交換会を実施し、クルーズ船社と港湾管理者のマッチングを図る機会を提供した。
- ⑤ 「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されている港湾において、港湾管理者の港湾施設の整備への支援や、港湾管理者と連携船社の調整等、ハード・ソフト両面からの支援を行った。
- ⑥ 「クルーズ等訪日旅客の受入促進事業」について、クルーズ船の受入体制強化やクルーズ船寄港プロモーション、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出に対して、計 30 事業を採択するとともに、上質な寄港地観光造成に向けた意見交換会を 3 回実施した。また、みなとオアシスとして 2025 年度は新たに 4 か所（指宿港、日和佐港、伊良湖港、師崎港）の登録を実施した（2026 年 1 月 13 日時点で 170 か所）。
- ⑦ 全国クルーズ活性化会議におけるクルーズの最新動向の共有や上質な寄港地観光造成に向けた意見交換会等の実施により、瀬戸内海や南西諸島等の新たなクルーズ周遊ルートの開拓を進めた。また、シンポジウム等を実施し、クルーズ振興による地域活性化や日本人クルーズ旅客の増加、我が国におけるクルーズ文化の醸成を図った。
- ⑧ 全国の港湾における係留可能な岸壁・マリーナに対して、大型のプレジャーボートの寄港実績を調査するとともに、既存設備を考慮した受入環境整備を検討した。
- ⑨ 各港湾のクルーズ船誘致機会の創出と、寄港地における高付加価値観光コンテンツのプロモーション

を図るため、海外クルーズ専門見本市や商談会への出展、クルーズ関係者の招請や船社と連携した旅行会社向けセミナー等を実施した。

(5) 国際交通機関へのアクセス向上

空港・港湾へのアクセス等、高規格道路の整備・活用に取り組んだ。また、東京国際空港（羽田空港）において、空港の運用状況を踏まえた深夜早朝アクセスバスの利便性向上に向け、調整を行った。さらに、空港整備事業として、JR 東日本羽田空港アクセス線及び京急空港線引上線の鉄道基盤施設（トンネル躯体等）整備を引き続き実施した。加えて、成田国際空港においては、空港アクセス関係者との意見交換を重ね、複線化等の空港アクセス鉄道の更なる輸送力増強や速達性向上に向けた検討を進めた。那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上に向け、国内線ターミナルビル前面の高架道路を国際線ターミナルビル前面まで延伸する工事を実施し、2025年6月に一部を供用開始した。

(6) 地域交通を活用した観光地の魅力向上・高付加価値化と MaaS の実装推進

- ① 公共交通事業者等が実施する、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料 Wi-Fi サービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等を一気に進める取組や、災害等非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るためにスマートフォン等の充電環境を確保する取組を支援した。
- ② 「日本版 MaaS 推進・支援事業」において全国 36 事業を選定し、多種多様なモビリティサービスを「一つのサービス」として利用可能とする MaaS により観光地における二次交通の高度化を図り、「観光の足」確保による観光周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等を促進する取組を支援した。また、データ活用による観光施策立案のため、鉄道・バスの乗降実績データの標準仕様を策定した。さらに、経路検索の利便性向上のため、GTFS³³のアップデートを実施した。加えて、地域交通 DX 推進として計 20 件のプロジェクトを推進し、「観光の足」の確保を推進した。
- ③ 【再掲】第Ⅱ部第1章第9節②
- ④ 国土交通省「交通空白」解消本部において、観光地への二次交通アクセスに関するひとつひとつの「交通空白」地点のリストアップを行い、全国で 462 の地点を「交通空白」と判断した。これらの地点について伴走支援や予算支援等を通じて、「二次交通サービスの提供」や「わかりやすい情報発信」に関する地域の課題認識に応じた取組を実施し、「交通空白」解消を推進した。また、2026年3月末時点で自治体、交通事業者、パートナー企業等計 1,644 の団体が会員として参画する「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム」を活用しつつ、官民の幅広い連携による全国各地の課題解決を強力に推し進めた。

(7) MaaS 等の新たなモビリティサービスの基盤整備の支援

- ① 観光地内の周遊性等を高めることによりストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、訪日外国人旅行者等に対して手軽な移動手段を面的に提供するシェアサイクルの導入を 2 件支援し、MaaS によるシェアサイクルの利便性向上の取組を 4 件支援するとともに、地方公共団体や事業者へ情報発信を行うことにより、シェアサイクルの導入促進に努めた。
- ② 日本の配車アプリの多言語化を進め、訪日外国人旅行者等が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備した。また、外国語対応ドライバーの採用・育成や、多言語タブレット等の活用促進、キャッシュレス決済への対応の推進等により、訪日外国人旅行者等が快適に国内を移動できるよう、言語・決済に不安なくタクシーを利用できる環境を整備した。さらに、これまでの白タク防止対策に加え、営業所のみでの運送の引き受けが可能なハイヤーによる「客引き」等の違法行為に対しても、警察等の関係機関と連携し、主要な空港や観光地等において、違法行為撲滅に向けた啓発活動、現地調査等の取組を強化するとともに、確認された違反行為に対し、厳正に対処した。

(8) 公共交通事業者等による利便増進措置

- ① 「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」（平成 9 年法律第 91 号）（国際観光振興法）に基づき、観光庁長官が指定した区間に関して、公共交通事業者等が作成した「外国人観光旅客利便増進実施計画」をとりまとめ、整備状況を確認するとともに、公共交通事業者等が同計画に基づいて行う多言語対応等の外国人観光旅客利便増進措置の実施を支援した。
- ② 旅行者目線での快適な鉄道乗車サービスを実現するため、インターネット予約環境のフォローを行い、キャッシュレス決済の導入を促進した。

(9) 新幹線等を利用する訪日外国人旅行者の国内移動の活性化

訪日外国人旅行者の国内での移動を円滑化するため、各鉄道事業者が販売している企画乗車券のわかりやすい情報提供に努め、認知度の向上を図った。

(10) 観光地へのアクセスの利便性向上

観光地へのアクセス利便性を向上させるため、観光旅行者のニーズに合った観光地周辺での交通の充

³³ General Transit Feed Specification の略。公共交通事業者が時刻表、駅、運賃等のサービス情報を提供するための標準的なデータ形式のこと。

実及び共通乗車船券等の造成・改善を図った。

(11) わかりやすい道案内等の充実

- ① 道路案内標識の英語表記の改善・充実、交差点名標識への観光地名称表示、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合の確保等により、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を推進した。
- ② 訪日外国人旅行者の北海道の地方部への誘客に資するため、「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」(2026年2月末においては109機関が登録)において、スマートフォンアプリケーションにより取得したGPSデータを活用し、2024年の来道外国人旅行者の周遊・滞在状況の把握・共有を行った。また、取組にあたり、2025年11月に北海道ドライブ観光促進プラットフォーム会合を開催し、データを活用した施策展開等について意見交換を行った。

(12) 幹線鉄道の整備

- ① 整備新幹線について、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)については、2025年12月、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、その時点の想定では、事業費が最大1.2兆円増加するおそれがあると報告された。この報告を受けて、「北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)の整備に関する有識者会議」を開催し、改めて事業費の精査を進めた。未着工区間である北陸新幹線(敦賀・新大阪間)については、従来、工事実施計画の認可後に行っていた調査も含め、施工上の課題を解決するための調査を、先行的・集中的に実施した。九州新幹線(新鳥栖・武雄温泉間)については、関係者との協議を進めた。
- ② リニア中央新幹線(品川・名古屋間)については、「リニア中央新幹線静岡工区モニタリング会議」を通じて、事業主体であるJR東海の対策状況を継続的に確認するとともに、静岡県とJR東海の協議に国土交通省も入って一層の対話を促進すること等により、2026年3月に静岡県が静岡工区の着工の条件として示している「対話を要する事項」28項目の対話が完了した。また、名古屋・大阪間については、一日も早い全線開業に向け、関係自治体やJR東海と連携し、環境整備を進めた。

(13) 都市鉄道の整備

都市鉄道ネットワークの充実や一層の利便性向上を図ることにより、大都市の活性化や競争力の強化を進めるため、新空港線に係る速達性向上計画について、「都市鉄道等利便増進法」(平成17年法律第41号)に基づく認定を行った。また、東京メトロ有楽町線と南北線の延伸や、なにわ筋線等の整備事業を着実に推進した。

(14) 高速道路の整備等

高速道路会社等が、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊パスについて、一層の利用拡大を図るため、引き続き地方公共団体等との連携を強化して企画・販売を行うなど、より魅力的な商品を造成していくとともに、平日への観光需要の平準化に取り組んだ。また、訪日外国人旅行者の地方部への誘客のため、高速道路会社等が、レンタカー事業者等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊パスについて、利用促進を行った。

(15) 地域内の道路・道の駅の整備

- ① 観光や防災等の地域の拠点としての役割を發揮するため、「道の駅」の電気自動車(EV)の充電施設やトイレの洋式化等の整備を促進した。
- ② 第3ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」を目指す取組の一環として、キャッシュレスの導入推進や外国人観光案内所のJNTO認定取得を促進するなどのインバウンド対応を行った。
- ③ 「道の駅」が民間企業やDMO、「日本風景街道」等と連携した取組を促進することにより、第3ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」としての機能強化を図った。
- ④ 地域の観光拠点機能の充実及び消費拡大を図るべく、訪日外国人旅行者の来訪が多い又は今後の増加が見込まれる「道の駅」における多言語案内の整備に係る取組を3件支援した。
- ⑤ 【再掲】第Ⅱ部第1章第7節3②

(16) 道路交通の円滑化

- ① 【再掲】第Ⅱ部第1章第10節7②
- ② 【再掲】第Ⅱ部第1章第10節7③

(17) 旅客船ターミナル・旅客船の整備

離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル及び旅客船のバリアフリー化や無料Wi-Fiの整備・多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備等を図ることにより、サービスの多様化・高度化を加速させた。また、キャッシュレス決済システムの整備等、快適で安全・安心な旅行ができる環境整備を図った。

(18) マリンレジャーを活用した地域観光の振興等

「海の駅」を活用し、地域の特性を生かしたイベントやクルージング等のマリンレジャーの体験機会を提供する取組として、2025年7月から9月にかけて全国一斉の「海の駅フェスタ」を地方公共団体や関係団体等と連携して実施した。

(19) 港湾空間・みなとオアシスの整備等

【再掲】第Ⅱ部第2章第8節1(4)⑥

2 出入国に関する措置等の受入体制の確保

(1) 査証の緩和及び査証発給手続の迅速化・円滑化

訪日外国人旅行者が我が国への査証申請を円滑に行えるよう、在外公館の査証審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組んだ。2025年度には、フィリピン(団体観光のみ)に次世代査証発給システムを導入し、現在合計19か国・地域にて査証のオンライン申請及び電子査証の交付が可能となった。政府全体の受入環境整備の進捗状況や諸外国・地域からの要望等を踏まえ検討を重ねた結果、2025年4月以降、査証免除措置をパラグアイ(新規導入)、ペルー(査証取得勧奨措置撤廃)、アラブ首長国連邦(措置内容変更)及びモンテネグロ(新規導入)の4か国を対象に実施した。2026年3月末時点で、我が国は74の国・地域の一般旅券所持者に対する査証免除措置を導入している。

(2) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

- ① 成田国際空港及び関西国際空港においては、出国の待ち時間を公開しているところ、成田国際空港では、入国審査場の待ち時間の目安を入国審査場前で公開する取組が開始された。空港での入国審査待ち時間20分以内を達成するために、世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、革新的な出入国審査を実現するため、適切な運用体制について検討しつつ、以下の取組を実施した。
- ② 訪日外国人旅行者数が更に増加していくことを見据え、引き続き小規模空港における審査機器の配備や活用について検討し、クルーズターミナル等に配備した。
- ③ 日本到着後の審査時間を短縮するため、2026年1月から2月にかけて台湾で日本の入国審査手続の一部を出発前に済ませるプレクリアランス(事前確認)を実施した。
- ④ 自動化ゲートの機器更新、利用対象者の拡大等について検討を行った。
- ⑤ 2023年5月に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第28号)の施行に伴う出国確認の留保の対象拡大や出入国者数の今後の更なる増加等を見据え、顔認証ゲートのより円滑な運用のために出国手続機能改修等を実施した。
- ⑥ 訪日外国人旅行者数が増加する中、円滑な出入国審査を行うため、地方空港・港湾を管轄する地方出入国在留管理局は、職員の勤務時間の見直しや同地方官署内での応援派遣等を行い、到着便が輻輳する時間帯に入国審査官を効果的に配置するなど、機動的な勤務体制の整備を行うとともに、審査機器の増配備等を行った。また、税関における水際取締強化と迅速な通関の両立を図るため、訪日外国人旅行者数等を踏まえ、適正な人員配置を行うとともに、X線検査装置等の取締・検査機器の整備を実施した。さらに、検疫所における検疫体制の強化を図るため、適正な人員配置を行うとともに、患者搬送車両、検査機器等の物的体制の整備を行った。
- ⑦ Visit Japan Webについては、安定運用を実現するとともに、利用者のニーズ等に応じ、利便性の向上等の取組を積極的に行った。
- ⑧ 急増する訪日外国人旅行者等の円滑な入国と厳格な水際対策を両立させるため、税関では、事前旅客情報(API)や乗客予約記録(PNR)を24時間体制で分析・活用し、旅行者等の効率的かつ効果的な検査を実施した。また、引き続き全ての航空会社からの電子的なPNR取得の推進、国内関係機関との連携の推進、AIの積極的活用等による情報収集・分析の強化を行った。さらに、出入国在留管理庁では、航空会社からの乗客予約記録(PNR)の電子的な報告を促進するとともに、国内外の関係機関との情報共有を推進した。加えて、AIを活用するなど高度な分析を行い、その結果を空港等の地方出入国在留管理官署で活用することにより、訪日外国人旅行者に対して円滑かつ厳格な入国審査を実施した。
- ⑨ 本邦に渡航予定の外国人に係るチェックイン時の情報等を活用した渡航前のスクリーニングである相互事前旅客情報システム(iAPI)³⁴の試行的な運用の拡充を進めた。また、2028年度中の導入を目指している電子渡航認証制度(JESTA)を効果的なものとするべく、同制度との連携を踏まえた同システムの改修を検討する。
- ⑩ 国際テロの脅威が高まる中、航空需要の増大を踏まえ、航空保安検査の効率化を図りつつ厳格化を実現するため、スマートレーン³⁵等の先進的な保安検査機器の導入促進を図った。また、今後の保安検査

³⁴ Interactive Advance Passenger Information system の略。本邦に渡航予定の外国人が海外の空港においてチェックインした際、航空会社が取得した情報を出入国在留管理庁に送信し、その情報を基に搭乗前の事前スクリーニングを行うシステム。

³⁵ 自動で手荷物の仕分けや搬送が可能なレーンのこと。

の実施主体及び費用負担の在り方については、引き続き検討を進めた。

- ⑪ 空港における FAST TRAVEL³⁶の推進として、CUTE³⁷システムや搭乗橋自動装着機、自動走行トレーディングトラクター等の先進機器の導入支援や空港での混雑解消のため、空港ビル施設内の配置適正化工事の支援等、搭乗手続の円滑化や旅客動線の効率化・高度化を図った。関西国際空港については、国、地元の地方公共団体、経済界、運営権者等の関係者が一体となった機能強化を進めており、年間発着回数 30 万回の実現に向けて 2025 年 3 月から新飛行経路の運用を開始するとともに、運営権者による民間の創意工夫を生かした機能強化として、第 1 ターミナルの改修事業を推進した。
- ⑫ 老朽化したバイオメトリクス装置の更新を実施するとともに、クルーズターミナル等へネットワーク機器を導入した。また、次期バイオメトリクス読取装置の導入に向けた検証を引き続き実施した。
- ⑬ 増加する訪日外国人旅行者に対応するため、税関検査場電子申告ゲート等を適正に運用するとともに、一部の空港において税関検査場電子申告ゲートの機能強化を行ったほか、税関検査場電子申告ゲートを配備していない空港についても 2 次元コード読取端末の増配備を行うことで、入国旅客の電子申告環境を整備した。
- ⑭ 成田国際空港においては、空港の運用状況を踏まえたファーストレーンの柔軟な運用を継続していることに加え、関西国際空港では、2025 年 4 月よりコンシェルジュサービスの運用を開始し、主に重要ビジネス旅客や高付加価値旅行者のニーズに合った取組が行われた。
- ⑮ 「共同キオスク」³⁸について、福岡空港にも配備を拡大して運用を開始し、旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化の実現に努めた。
- ⑯ 農畜産物の海外への持出しには、相手国の検疫条件に応じて輸出検査を受けることが必要であるため、6 空港 7 か所（新千歳空港、成田国際空港（第 1 ターミナルビル及び第 2 ターミナルビル）、東京国際空港（羽田空港）、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港）において、動植物検疫制度に係る多言語のリーフレット等の設置・配布による制度の周知とともに、円滑な輸出検査手続を実施した。

（3）デジタルノマドの誘客促進

「デジタルノマド」と呼ばれる国際的なリモートワーカーの誘客を推進する観点から、デジタルノマドに訴求可能な滞在プログラムの造成や受入体制構築等、デジタルノマドの誘客に関するモデル実証に 5 件取り組み、デジタルノマドの誘客に必要な環境整備に関する補助に 4 件取り組んだ。

3 観光地等の訪日外国人旅行者対応の推進

（1）観光地のインバウンド対応の支援

- ① 訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、滞在時間の延長を促進するための賑わい拠点となる屋外広場の整備、環境に配慮しながら点在する観光スポットへの周遊を促進するための多様な移動手段の整備、観光施設等における多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等を 89 件支援した。また、JNTO のウェブサイト等を活用して、引き続き訪日外国人旅行者に対する無料 Wi-Fi スポットやプリペイド SIM 等の提供情報の周知を図った。
- ② 携帯電話が利用できない地域の解消等のため、「携帯電話等エリア整備事業」を実施し、通信環境の整備を促進するための対策を講じた。

（2）通訳ガイドの質・量の充実

【再掲】第Ⅱ部第 1 章第 4 節 3

（3）観光案内拠点の充実

計 3 回開催された JNTO 主催認定案内所向けセミナーにて、案内所関係者に対して、観光案内所の機能強化に係る取組事例の周知を行った。また、観光案内所の情報発信・避難所・多言語機能の強化による訪日外国人旅行者の利便性向上及び安心して旅行できるための環境整備支援を 2 件行った。

（4）観光地域における案内表示等の充実

国宝等が所在する 30 地域、国立公園 5 か所を含む 46 地域において、英語のネイティブライター等の専門人材を地域に派遣し、訪日外国人旅行者にとってわかりやすく魅力的な解説文を作成した。また、同事業で作成した英語解説文を基に、28 地域において中国語及び韓国語解説文を作成した。

（5）誰もが一人歩きできる環境の実現

- ① 2025 年の大阪・関西万博において、確立した同時通訳技術を同時通訳システムとして実装し、全 16 回のセミナー等において使用された。また、自動翻訳技術を用いたアプリケーションやサービスが活用

³⁶ 空路の利用に係る旅客手続全体の円滑化等を通じた旅客満足度の向上を図る取組のこと。

³⁷ Common Use Terminal Equipment の略。航空会社が世界主要空港で共同使用できる端末システムのこと。

³⁸ Visit Japan Web の 2 次元コードと旅券情報を読み取り、入管・税関手続に必要な情報の取得を同時に可能とする機器。

された。

- ② 訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、認定手ぶら観光カウンターの設置・機能向上に対して1件支援するとともに、認定手ぶら観光カウンターに関する情報を広く発信し、認知度の向上を図った結果、新たに18件の手ぶら観光カウンターを認定した。

(6) 外国人患者受入体制の充実

- ① 外国人患者が円滑に医療機関を受診できるよう、厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県によって選定された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含めた、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について、全国2,721か所の整備を実施した（うち都道府県によって選定された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は2,013か所）。また、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を中心とした医療通訳等の配置支援事業として36の医療機関を間接補助事業者として採択した。そのほか、「外国人患者受入れ医療コーディネーター」の養成、希少言語に対応した遠隔医療通訳サービスの提供、団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進等を通じて、医療機関における外国人患者受入環境の整備を実施した。さらに、都道府県における協議の場や医療機関からの相談にワンストップで対応する窓口の整備を支援するとともに、訪日外国人旅行者等への医療提供体制に関する情報をまとめたウェブサイトでは、好事例インタビューの掲載、未収医療費対策に資する情報の掲載等の内容充実を更に進め、医療機関における外国人患者受入環境の整備に有用な情報を発信した。
- ② 訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、スムーズに外国人患者を受け入れる医療機関にアクセスできるよう、JNTOのウェブサイトやアプリ等で「外国人患者を受け入れる医療機関」について情報提供した。また、JNTOのSNSの活用等により、訪日外国人旅行者に対し、JNTOウェブサイトでの医療機関情報提供を周知した。
- ③ 訪日外国人旅行者に対し、関係省庁やJNTOと連携し、旅マエから保険加入の必要性の周知を行った。また、空港や公共交通機関等でのポスターやデジタルサイネージの掲示、海外インフルエンサーを活用したSNS上での周知によって、インバウンド旅行保険の加入促進を図った。

(7) キャッシュレス環境等の改善

訪日外国人旅行者のニーズに合致する整備水準が維持されるよう、銀行（地方銀行含む。）に対し海外発行カード対応ATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促した。また、訪日外国人旅行者の周遊の促進を図るべく、観光地の飲食店、小売店等も含めた地域のキャッシュレス決済や多言語翻訳システム等の導入、メニュー多言語化等の取組を5件支援した。

(8) 多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者の受入環境の充実

ムスリムやベジタリアン・ヴィーガン旅行者等、多様な食習慣・宗教的習慣等を有する訪日外国人旅行者がストレスなく安心して観光を満喫できる環境整備を図るため、飲食・宿泊・観光関連事業者向けに観光庁が作成したガイドの周知や実証事業等を通じて、食事や礼拝等、様々な生活習慣に配慮した受入環境の整備・充実に係る取組を推進した。

(9) 伝統芸能等における外国人対応の推進

- ① 国立の各劇場において、外国人向けの公演、鑑賞教室等を開催するとともに、多言語による字幕表示を行うなど、外国人来館者等がより快適に日本文化の魅力を体験する機会の充実に取り組んだ。国立博物館・美術館においては、外国人に向けたイベント等の開催、多言語ガイドや字幕等の整備充実に取り組んだ。
- ② 【再掲】第Ⅱ部第2章第8節3（4）

(10) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けた受入環境整備

大阪・関西万博へ来場する訪日外国人旅行者の誘客に向け、様々な展示・イベント・サービスにおける多言語対応を実施した。なかでも未来社会ショーケースの一環として、純国産の多言語AI翻訳エンジンを搭載した自動翻訳システムを導入し、来場者へ「言葉の壁」から解放された体験として、音声翻訳サービスを用いた案内を実施するなど、外国人来場者とのコミュニケーション環境の整備を推進した。また、JNTO等と連携した訪日プロモーションや協会公式観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」では、動画や記事による各地域の魅力やイベントの情報発信とともに、約960件の万博のテーマに沿った観光商品を掲載、販売を多言語で展開するなど、万博を契機とした観光送客を推進した。

(11) GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）に向けた受入環境整備

全国の花の名所、産地及び庭園をはじめとする様々な観光資源との連携や機運醸成活動により、

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）への来場を全国的な周遊の契機とするなど、開催効果を全国へ波及させるとともに、会場内外における多言語対応の強化等、必要な受入環境の整備を引き続き推進した。

（12）ランドオペレーターの登録制度の適切な運用

利益優先による質の低い旅行商品の提供やダンピング契約による旅行の安全性の低下を防ぐために導入された旅行サービス手配業（ランドオペレーター）の登録制度の周知等を実施し、制度の適切な運用を図った。旅行サービス手配業者については、2025年4月1日時点で、3,243社の登録がなされている。

第9節 アウトバウンド・国際相互交流の促進

1 アウトバウンドの促進

- ① アウトバウンドの促進に向け、関係業界や各国・地域の政府観光局等と連携し、現地の観光情報や海外旅行の魅力及び大阪・関西万博の情報の発信を行った。二国間での双方向交流の拡大に向け観光庁では2025年度、4件の「観光分野における協力覚書」に署名した。また、2026年が米国の建国250周年等の国際的な注目を集める記念の年であることを踏まえ、日米の官民が連携して、日米間の観光を通じた双方向交流の更なる拡大を図るため、2026年度から「日米観光交流促進キャンペーン2026」を実施することとし、その実施に先立ち同キャンペーンの開始に関する発表等の機運醸成の取組を行った。
- ② 「道の駅」第3ステージとして、大学等と連携し、特産品を生かした商品開発等、学生の課外活動やインターンシップの場として「道の駅」を活用することを促進するなど、「地方創生・観光を加速する拠点」となるための取組を引き続き推進した。

2 日本人海外旅行者の安全対策

日本人海外旅行者の安全のため、観光庁は外務省及び旅行業者と連携し、「たびレジ」³⁹の活用推進や海外都市別安全情報等を通じて海外における危機管理や安全対策に関する知識の増進を図ったほか、旅行業協会を通じてテロや自然災害等の発生時に安否確認を実施できる体制の確保を行った。

3 姉妹・友好都市提携等の活用

姉妹・友好都市交流を行っている団体のうち、先進性、独自性、継続性、活発性等、創意と工夫に富んだ取組を行っている団体について表彰（総務大臣賞）し、広く全国に同団体の取組を紹介した。

4 留学生の増加と活用

文部科学省は、留学生交流拡大のための日本人学生等の海外経験・留学支援に係る取組の促進、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援や国内就職支援等の受入環境整備に取り組むとともに、質の保証を伴った大学間交流の強化や多文化共修環境の構築といった大学の国際化に係る取組を行った。外務省等の関係機関等と連携し、多様で優秀な外国人留学生の戦略的な受入れのためのリクルーティングや広報・情報発信を行った。

5 訪日教育旅行の促進

- ① 訪日教育旅行の更なる促進に向け、日本の観光資源や大阪・関西万博、サステナブル教育等に関する情報をJNTOウェブサイトに掲載し、海外の学校・旅行会社へ発信するとともに、各都道府県の教育旅行担当者に対して訪日教育旅行の動向についてのアンケートを実施し、2025年11月に同日本語サイトで結果を公表した。また、JNTO内に設置した相談窓口を通じて、海外からの問い合わせにも対応した。さらに、台湾において、2025年6月に現地教育関係者を対象としたセミナー及び個別相談会を実施したほか、10月には日本で学校視察や意見交換会、地方視察等を通じて教育旅行先としての日本の魅力を訴求したとともに、日本の受入自治体との交流の機会を設けた。文部科学省においては、訪日教育旅行に対する理解の促進を図る観点から、各都道府県教育委員会の指導主事等を対象とした会議の場を活用し、学校現場における活用を念頭に、日本の観光の現状や訪日教育旅行の動向に関する情報の周知を行った。
- ② 海外教育旅行を通じた若者のアウトバウンド拡大に向けて、学校・地方公共団体等と旅行会社の連携による優良な海外教育旅行プログラムの開発を支援するとともに、シンポジウムでの成果発信や、過年度開発プログラムの実施結果の共有を行うセミナーを開催し、普及啓発活動を行った。

6 ワーキング・ホリデー制度の導入促進

我が国と諸外国・地域との人的交流の拡大と青少年の相互理解の促進を図るため、ワーキング・ホリデー制度の拡大に向けた検討を重ねた結果、2025年4月以降、マルタとの間でワーキング・ホリデー制度を開始したほか、現行制度の一部見直しを韓国（複数回参加）、アイスランド（上限年齢の引き上げ）、

³⁹ 「たびレジ」に登録すると現地の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届く、無料配信サービス。大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急事態が発生した場合、被害の状況によっては、現地の大使館・総領事館から、緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援等を受けることができる。

スペイン（発給枠引き上げ）及び台湾（複数回参加）の4か国・地域を対象に実施した。

7 海外の青少年等との交流促進

親日派・知日派の発掘・育成を目的に、将来を担う青年約 1,500 人を招へい等の事業に参加せしめ、対日理解の促進、日本の魅力等の対外発信強化を推進した。

8 地域レベルの国際交流・国際協力の推進

2026 年 2 月、地方公共団体の国際的取組への支援を目的として地方公共団体の職員等を対象とした地方連携フォーラムをウェビナー形式で開催した。「経済安全保障と外交」、「ハラル・ビジネスの展望と地域経済活性化」のテーマの下、関連分野に知見を有する政府関係者等による講演及び参加者との意見交換を実施した。

9 日中韓三国間の観光交流と協力の強化

日中韓観光大臣会合の共同宣言に基づき、持続可能な観光の推進や、地方誘客促進等を通じた観光交流の広域化、多様化及び高付加価値化に取り組んだ。

10 二国間の観光交流の取組の推進

観光当局間の協議としては、2025 年 4 月に日本とインドの観光当局が参加する第 4 回日印観光協議会がインド（デリー）で、同年 6 月には日本とベトナムの観光当局が参加する第 10 回日越観光協力委員会が新潟県で実施された。また、2025 年 12 月に日韓国交正常化 60 周年を記念し第 39 回日韓観光振興協議会が滋賀県で実施されたほか、2026 年 2 月には日本とオーストラリアの観光当局が参加する第 11 回日豪観光交流促進協議会がオーストラリア（パース）で実施された。

11 国際機関等への協力を通じた国際観光交流の促進

2024 年 11 月に開催された「観光レジリエンスサミット」の成果文書である「山台声明」を踏まえ、アジア・太平洋地域における各国等の観光レジリエンスに関する取組を収集・共有するとともに、課題解決に向けた具体的な議論を行うために、2025 年 7 月及び 12 月に実務者級会合を開催した。また、G20 観光大臣会合、ASEAN+3 観光大臣会合、APEC 観光作業部会等の国際会議において、観光レジリエンスをはじめとした我が国の政策や取組についての発信等を通じて、我が国のプレゼンスの強化や観光分野における多国間枠組みへの貢献を図った。

12 開発途上国等の観光振興に対する協力

開発途上国等に対し、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の取組を通じて、観光振興の実施にあたって必要となる研修、情報の提供や提言等の協力を行った。また、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国に対し、日本アセアンセンターによる持続可能な観光に関する各国のベストプラクティスを共有するためのセミナー開催等の取組を通じて、観光振興、人材育成等の協力を行った。

13 海外における日本語教育

JF による日本語専門家の派遣、日本語教師の訪日研修等、様々な形で海外における日本語教育の質の向上と安定的実施に寄与した。また、以前から継続的に充実を図ってきた e ラーニングコンテンツや日本語教材を幅広く活用し、海外における日本語教育の普及・拡大を通じて対日理解の促進や日本への親近感の醸成を図った。

第 10 節 国際観光旅客税の活用

国際観光旅客税収（旅客税財源）については、国際観光振興法及び「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（基本方針等）において、使途を三つの分野に限るとともに、受益と負担の関係の明確化等の基本的な考え方に沿った施策に財源を充当すると定めている。2025 年度の旅客税財源については、基本方針等に基づき、出入国手続の高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充等に充当した。

第3章 国内交流拡大

第1節 国内旅行需要の喚起

1 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

【再掲】第Ⅱ部第1章第1節

2 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備

【再掲】第Ⅱ部第2章第2節

3 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備

【再掲】第Ⅱ部第2章第3節

4 交通機関の整備

【再掲】第Ⅱ部第2章第8節1

5 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機とした国内観光振興

大阪・関西万博を契機とした全国的な誘客を促進するため、特別な体験の創出等の観光コンテンツの充実化や、地方部での周遊を含むモデルコースの造成等を支援、海外の主要メディアとインフルエンサーを地方部に招請することで、「万博+観光」の地域旅行商品について情報発信を行った。また、協会公式観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」では、動画や記事による各地域の魅力やイベントの情報発信とともに、約960件の万博のテーマに沿った観光商品を掲載、販売を多言語で展開するなど、万博を契機とした観光送客を推進した。

6 国内旅行の促進のための関係者が協力した取組の推進

個人旅行・団体旅行問わず、国民の国内旅行を促進するため、関係省庁・関係業界が連携・協力し、旅行博をはじめとするイベントにおいて、国内外の観光地の魅力を発信するとともに、自治体・DMO・旅行会社等が参加する展示商談会を通じた旅行商品の造成につながる取組を推進した。また、「サステナブルな旅アワード」を通じて、受賞商品の販路拡大へつなげるため、旅行業者に対して、商品説明を行う場を設けた。

7 新・湯治等の推進

温泉地の活性化を図るため、「チーム新・湯治」の全国大会やセミナーの開催等を通じた情報共有やネットワークづくりを進めるとともに、地域資源を生かしたコンテンツの創出のためのモデル調査を実施した。また、温泉地全体で得られる療養効果を把握・情報発信するため、客観的なエビデンスの収集・分析やモデル調査を実施した。

8 海事観光の情報発信の強化

全国の様々な海事観光資源について、ポータルサイト「海ココ」⁴⁰を活用し、地域別及びカテゴリ別に情報を集約するとともに、船旅と海の絶景を組み合わせる楽しみ海事観光のモデルプランを紹介した。また、「C to Sea プロジェクト」⁴¹のSNS（フォロワー1.2万人以上）及び「海ココ」を活用し、海の絶景や船旅等の情報を発信した。

9 水辺における環境学習・自然体験活動等の推進

「子どもの水辺」再発見プロジェクト等により、安全で近づきやすい河川空間の整備を進めた。また、市民団体等と連携した環境学習・自然体験活動を推進した。さらに、自然体験プログラムの開催の場ともなる緑地・干潟等の整備、既存ストックの利活用を促進した。加えて、港湾工事等で発生する浚渫土砂を有効活用してブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出を推進した。また、海辺の自然環境を生かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進した。

第2節 新たな交流市場の開拓

1 第2のふるさとづくり等の推進

- ① 「第2のふるさとづくりプロジェクト」として、全国16地域において、個人及び企業を対象とした関係人口化に資するモニターツアー等を造成したほか、更なる認知拡大を目指し、大規模交流イベントの実施や情報発信サイト「いくたび」等での発信を行った。また、取組事業者の拡大を目指し、地方公共団体や「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」会員等を対象としたオンラインセミナーを開催した。
- ② 「将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」では、5事業について、地域と連携しながらレガシー形成に関する実現可能性調査等を実施した。具体的には、沖縄県浦添市で

⁴⁰ 海と船の情報ポータルサイト 海ココのこと。

⁴¹ 「海に行く」「船に乗る」「海を知る」につながる、様々な新しいアクションを実際に起こすことで、子供や若者をはじめとする多くの人々にとって、海や船が更に楽しく身近な存在になるような世の中を目指し、2017年の「海の日」を機に開始したプロジェクト。

は、訪れる誰もが「古都浦添」の世界観に触れることができるよう、地域で脈々と受け継がれてきた自然、景観、伝統、文化施設をもとに、地域に根差したものとして、面的に又は線的に再現・活用していくため、地域関係者との運営体制構築に向けた調査及び検討を行った。

2 ユニバーサルツーリズムの推進

- ① 旅行が困難な方の需要の掘り起こしのための調査を行うとともに、高齢者・障害者等に対応した商品造成に資するモニターツアー等を実施した。その上で、これまでユニバーサルツーリズムに係る旅行商品を取り扱ったことがない旅行会社でも、持続可能なビジネスの観点から同旅行商品の取り扱いができるよう、商品造成手法の確立や効果的な商品流通経路等を整理し、ノウハウを含んだマニュアルを作成した。
- ② 高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光スポット等におけるスロープ・エレベーター整備等の段差の解消、子供連れ環境の整備等のバリアフリー化の取組を4件支援した。
- ③ 高齢者・障害者等が気兼ねなく旅行に参加できる環境を整備し、ユニバーサルツーリズムを促進するために、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等の支援を実施した。
- ④ 航空旅客ターミナル施設について、2021年4月に改正法が施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)(バリアフリー法)を踏まえ、引き続きユニバーサルデザイン化に向けた取組を推進した。
- ⑤ バリアフリー法に基づく基本方針に定められた2025年度までの整備目標達成に向け、鉄道駅におけるエレベーター、ホームドア、バリアフリートイレ等の整備について、55件支援した。
- ⑥ 真の共生社会を実現することを目的として行われた「新幹線のバリアフリー対策検討会」及び「特急車両のバリアフリー対策に関する意見交換会」にて議論し、2020年8月に公表した「新幹線の新たなバリアフリー対策について」及び2022年1月に公表した「特急車両における新たなバリアフリー対策について」を受け、新幹線・特急車両における車椅子対応座席等のインターネット予約環境の充実を図るなど、鉄道における車椅子利用の環境改善に向けた取組を推進した。

3 公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化

- ① バリアフリー法に基づき指定された特定道路について、全ての人が円滑に移動できるよう、バリアフリー化を引き続き推進した。また、同法に基づき指定された特定道路等で、鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を図る事業について、重点支援した。
- ② 誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化の取組として、データ整備プラットフォームの試行運用の充実のためのAIを活用した実証や運用に係る検討を行った。広報活動としては、2026年1月にシンポジウムを開催した。
- ③ バリアフリー法に基づく2025年度末までの整備目標の達成に向けて、予算措置や税制優遇によって、バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進した。
- ④ 高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進に向けた広報活動及び啓発活動の一環として、バリアフリートイレ、車椅子利用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、及び車両等の優先席の適正な利用の推進に向けて、協力団体、機関等におけるポスター掲示やSNSを活用したキャンペーン等の実施により、真に必要な人が利用しやすい環境の整備を推進した。
- ⑤ フォーラムや大学でのユニバーサルツーリズムに関する講演において、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の周知促進等を行い、ユニバーサルツーリズムの機運醸成を図った。
- ⑥ バリアフリー化を進める観光地において、バリアフリーの情報が適切に提供されるよう、国土交通省のウェブサイトにおいて「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」を掲載し、利用者が引き続き閲覧できるようにした。
- ⑦ 1日当たりの平均利用者数が3,000人以上及び基本構想の生活関連施設に位置づけられた1日当たりの平均利用者数が2,000人以上3,000人未満の旅客施設等について、原則として全てバリアフリー化することとするなどの2025年度末までのバリアフリー整備目標の達成に向け、マスタープラン・基本構想の策定促進や、バリアフリー教室の実施による心のバリアフリーの推進等、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進した。

4 共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの推進

交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進するための「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」及び「接遇研修モデルプログラム」を策定し、交通事業者への継続的な周知等を行うことで、更なる接遇レベル向上を図った。

5 身体障害者等の運賃割引の促進

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた利用者に対して鉄道等の公共交通機関が実施している運賃割引について、更なる導入促進に向け、2025年度においても公共交通事業者等に理解と協力を求めた。

第3節 国内旅行需要の平準化の促進

1 休暇を取得しやすい職場環境の整備

労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を実施した。都道府県労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターで開催する説明会やウェブサイト等を活用し、「労働基準法」(昭和22年法律第49号)に基づき、労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者が義務付けられていること等について、周知及び履行確保を図った。10月の年次有給休暇取得促進期間等に、ポスター・リーフレットの作成及び配布、駅貼り広告(725か所)、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な周知広報を行った。

2 休暇取得の分散化の促進

キッズウィークを実施した地方公共団体に対して年次有給休暇取得のためのポスター等の作成を支援した(累計11回)。また、キッズウィーク取組事例として2事例をポータルサイトに掲載し、情報発信を行った(累計18回の取組を掲載)。国家公務員については、「令和7年度における人事管理運営方針」(令和7年3月内閣総理大臣決定)において、職員が家族の記念日や子供の学校行事等のプライベートの予定等に合わせて年次休暇を取得しやすい環境を整備するよう記載し、同方針に基づき、各府省において年次休暇等の取得を促進した。

3 ワークেশョン、プレジャー等の普及・定着

【再掲】第Ⅱ部第3章第2節1①

4 第2のふるさとづくり等の推進

【再掲】第Ⅱ部第3章第2節1